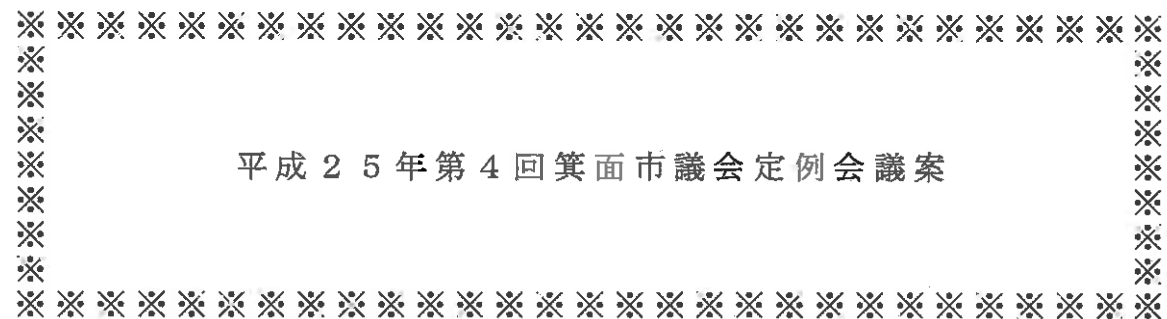




平成 2 5 年 第 4 回 箕 面 市 議 会 定 例 会 議 案

箕 面 市

平成 2 5 年第 4 回箕面市議会定例会議案

報告第 2 9 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 5 年度箕面市一般会計補正予算 （第 7 号））	1
報告第 3 0 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	17
第 1 0 9 号議案	特定事業契約締結の件（箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備 運営事業特定事業契約）	21
第 1 1 0 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自 転車駐車場）	23
第 1 1 1 号議案	財産の無償譲渡の件	25
第 1 1 2 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立光明の郷ケアセンター）	27
第 1 1 3 号議案	箕面市財産区管理会条例制定の件	29
第 1 1 4 号議案	箕面市立保育所条例改正の件	33
第 1 1 5 号議案	箕面市立生涯学習センター条例等改正の件	35
第 1 1 6 号議案	箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件	41
第 1 1 7 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	57

第 1 1 8 号議案	北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例改正の件	59
第 1 1 9 号議案	箕面市水道事業給水条例及び箕面市下水道条例改正の件	63
第 1 2 0 号議案	平成 2 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 8 号）	67
第 1 2 1 号議案	平成 2 5 年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第 3 号）	105
第 1 2 2 号議案	平成 2 5 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）	123
第 1 2 3 号議案	平成 2 5 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 3 号）	135
第 1 2 4 号議案	平成 2 5 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	147

報告第 2 9 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 5 年 1 1 月 8 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 2 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 7 号）（別紙）

（理由）

議場の天井部分の改修工事を緊急に施行するため、平成 2 5 年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成25年度箕面市一般会計補正予算（第7号）

平成25年度箕面市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,375,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月8日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

歳 出

款 費	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		4, 653, 631	15, 000	4, 668, 631
	1 総 務 管 理 費	3, 829, 901	15, 000	3, 844, 901
歳 出 合 計		38, 360, 935	15, 000	38, 375, 935

平成 25 年度
(2013年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 7 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	21,835,000	0	21,835,000
2 地 方 議 与 税	238,000	0	238,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	75,000	0	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金	17,000	0	17,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,107,000	0	1,107,000
7 ギョウ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	122,603	0	122,603
10 地 方 交 付 税	1,070,000	0	1,070,000
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	595,645	0	595,645
13 使用料及び手数料	632,572	0	632,572
14 国 庫 支 出 金	5,261,213	0	5,261,213
15 府 支 出 金	3,240,630	0	3,240,630
16 財 産 収 入 金	595,245	0	595,245
17 寄 附 金	40,432	0	40,432
18 繰 入 金	660,279	0	660,279
19 繰 越 金	4,600	15,000	19,600
20 諸 収 入	1,360,716	0	1,360,716
21 市 債	1,300,000	0	1,300,000
歳 入 合 計	38,360,935	15,000	38,375,935

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会 会 費	428,717	0	428,717
2 総務 費	4,653,631	15,000	4,668,631
3 民生 生 費	16,040,349	0	16,040,349
4 衛生 生 費	3,848,786	0	3,848,786
5 労働 費	95,352	0	95,352
6 農林水産業 費	147,124	0	147,124
7 商工 費	211,769	0	211,769
8 土木 費	3,463,870	0	3,463,870
9 消防 費	1,293,303	0	1,293,303
10 教育 費	4,502,785	0	4,502,785
11 災害復旧 費	20,000	0	20,000
12 公債 費	3,056,351	0	3,056,351
13 諸支出金	61,329	0	61,329
14 予備費	537,569	0	537,569
歳出合計	38,360,935	15,000	38,375,935

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
19 繰	越 金	千円 4,600	千円 15,000	千円 19,600
	1 繰 越 金	4,600	15,000	19,600
	1 前 年 度 繰 越 金	4,600	15,000	19,600

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 前年度繰越金	15, 000	1 前年度繰越金 補正後 19, 600, 000円—補正前 4, 600, 000円	15, 000

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項				
2	総 務 費	千円 4,653,631	千円 15,000	千円 4,668,631	一般財源 15,000
1	総 務 管 理 費	3,829,901	15,000	3,844,901	一般財源 15,000
	5 財 産 管 理 費	354,843	15,000	369,843	一般財源 15,000

報告第 3 0 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の 4 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成 2 5 年 9 月 6 日専決）

- (1) 事故発生日時 平成 2 5 年 7 月 2 3 日 午前 1 0 時 8 分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市箕面八丁目 2 5 8 番 1 9 6 地先路上
- (3) 相手方 大阪市旭区在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課 [REDACTED] 運転）が、上記日時・場所において、狭あい道路で擦れ違ふことができるよう停車している相手方車両の横を通過したとき、公用車の左側面後部の留め金具が相手方車両に接触し、その左側面後方を損傷させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、2 7 2 , 0 0 0 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成 2 5 年 9 月 6 日

2 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成25年9月19日専決）

- (1) 事故発生日時 平成25年6月8日 午後6時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市牧落五丁目19番内 箕面市牧落住宅団地の住宅内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人及び八尾市在住の個人
- (4) 事故の状況 箕面市牧落住宅団地内の上階の洗面所の排水トラップの老朽化を原因とする排水管の亀裂から漏水したことにより、上記日時・場所において、室内に置いてあった相手方所有の腕時計のベルトを汚損し、並びに電動自転車の充電器及びバッテリーを破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、62,088円及び22,218円とし、市は、相手方にそれぞれその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成25年9月19日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成25年10月30日専決）

- (1) 事故発生場所 平成25年9月6日 午後0時20分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市栗生間谷西四丁目2番内 箕面栗生第二住宅敷地内通路
- (3) 相手方 箕面市所在の団体
- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課 [] 運転）が、上記日時・場所において、ごみ集積場所へ向かうため後退したところ、通路

上に設置されていた駐車防止用バリカー（車止めポール）に接触し、破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、126,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成25年10月31日

4 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成25年11月8日専決）

(1) 事故発生日時 平成25年10月8日 午前9時頃

(2) 事故発生場所 校外学習に向かう観光バスの車内

(3) 相手方 大阪市西区所在の法人

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、箕面市立■■■■小学校の児童が、前方の座席にいた児童にフード付きのパーカーを投げたところ、相手方が管理する観光バスの車内の液晶テレビにファスナー部分が当たり、液晶パネルを破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、29,925円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成25年11月12日

第 1 0 9 号議案

特定事業契約締結の件

次のとおり特定事業契約を締結する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業特定事業契約 |
| 2 | 事業の場所 | 箕面市箕面五丁目及び箕面六丁目地内 |
| 3 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1, 1 9 9, 8 9 2, 7 2 6 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 箕面市箕面六丁目 3 番 1 号
箕面駅前パーキングサービス株式会社
代表取締役 西 川 君 一 |
| 6 | 契約の期間 | 契約締結の日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日まで |

（提案理由）

箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業の特定事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により提案するものである。

第 1 1 0 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場の指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立箕面駅前第一駐車場、箕面市立箕面駅前第二駐車場及び箕面市立箕面自転車駐車場 |
| 2 | 指定管理者 | 箕面市箕面六丁目 3 番 1 号
箕面駅前パーキングサービス株式会社
代表取締役 西 川 君 一 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 1 1 号 議 案

財 産 の 無 償 譲 渡 の 件

次 の と お り 財 産 を 無 償 譲 渡 す る 。

平 成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 提 出

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

位 置	財 産 の 種 別 及 び 数 量	相 手 方
箕 面 市 箕 面 五 丁 目 1 2 番 3 0 号	1 建 物 構 造 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 陸 屋 根 2 階 建 床 面 積 9 5 7 . 9 2 m ² 2 工 作 物 及 び 立 木 一 式	堺 市 北 区 新 金 岡 町 四 丁 1 番 6 号 社 会 福 祉 法 人 あ お ば 福 祉 会

（ 提 案 理 由 ）

箕 面 市 立 箕 面 保 育 所 の 民 営 化 に 伴 い 、 当 該 保 育 所 に 係 る 建 物 そ の 他 の 財 産 を 無 償 譲 渡 す る た め 、 地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 9 6 条 第 1 項 第 6 号 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る 。

第 1 1 2 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立光明の郷ケアセンターの指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立光明の郷ケアセンター |
| 2 | 指定管理者 | 大阪府中央区谷町七丁目 4 番 1 5 号 大阪府社会福祉会館内
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
理事長 高 木 哲 夫 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立光明の郷ケアセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第百十三号議案

箕面市財産区管理会条例制定の件

箕面市財産区管理会条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市財産区管理会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九十六条の二第一項及び第二百九十六条の四第一項の規定に基づき、財産区管理会(以下「管理会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理会の設置)

第二条 財産区の住民の意思を反映させることを目的とした機関として、第十条に規定する財産区事業の必要に応じ、財産区ごとに管理会を置く。

2 管理会を置く財産区は、あらかじめ第四条第一項の規定による議会の同意(同条第二項の規定により補充する場合を除く。)を得て、規則で定める。

(管理会の組織)

第三条 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)七人以内をもって組織し、各管理会における委員の定数は、規則で定める。

(委員の選任)

第四条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が議会の同意を得て選任する。

一 当該財産区の区域内に住所を有する者で、箕面市議会の議員の被選

挙権を有するもの

- 二 法第二百九十四条第一項に規定する財産区の財産（以下「区有財産」という。区有財産から生ずる収入（以下「財産区収入」という。）を含む。）を主として維持管理している団体（財産区の管理者を除く。管理会が存する場合にあつては、管理会を優先する。）の推薦を受けた者
- 2 委員が任期満了したとき、又は委員に欠員を生じたときは、速やかに委員を補充しなければならない。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（失職及び資格決定）

- 第五条 委員が前条第一項第一号に該当しなくなったときは、その職を失う。

- 2 前条第一項第一号に該当するかどうかは、管理会がこれを決定する。この場合においては、出席委員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- 3 前項の場合において、失職の対象となった委員は、第八条第二項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することができる。ただし、当該委員は、決定に加わることはできない。

- 4 第二項の規定による委員の資格の決定に係る管理会の招集までの手続については、規則で定める。

（会長）

- 第六条 管理会は、委員のうちから会長を互選しなければならない。
- 2 会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、管理会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第七条 管理会は、会長が招集する。

2 委員から管理会の招集の請求があつたときは、会長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第八条 管理会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 管理会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第九条 前三条に定めるもののほか、管理会の議事運営に関し必要な事項は、管理会が定める。

(協議の相手方)

第十条 法第二百九十六条の五第二項前段の規定により財産区収入の全部又は一部を市が実施する主として当該財産区の住民の福祉の増進を図る事業（以下「財産区事業」という。）の経費に充てる場合の協議の相手方は、財産区の管理者である市長とする。

(財産区事業)

第十一条 財産区事業は、当該財産区の区域において行う次に掲げる事業とする。

一 住民の自治活動の振興を目的とする事業

二 交通安全、防災、防犯等の住民の安全の確保を目的とする事業

三 生活環境の改善を目的とする事業

四 住民の健康の増進を目的とする事業

五 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項各号に掲げる事業のほか、財産区事業は、法第二百九十六条の五第三項の規定による同意を得て当該財産区の区域外において行う事業とすることができる。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に現に区有財産を主として維持管理している団体の推薦を受けて市長が委員の候補者として議会に提案し、委員として議会の同意を得た者は、第四条第一項の規定により同意を得たものとみなす。

(招集の特例)

3 この条例の施行後又は委員の任期満了に伴い新たに委員が選任された後最初に招集される管理会の招集は、年長の委員が行うものとする。

(提案理由)

財産区管理会の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

第百十四号議案

箕面市立保育所条例改正の件

箕面市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立保育所条例の一部を改正する条例

箕面市立保育所条例（昭和四十四年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立箕面保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立箕面保育所の民営化に伴い、同保育所を廃止するため、本条例を改正するものである。

第百十五号議案

箕面市立生涯学習センター条例等改正の件

箕面市立生涯学習センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立生涯学習センター条例等の一部を改正する条例

(箕面市立生涯学習センター条例の一部改正)

第一条 箕面市立生涯学習センター条例(昭和六十一年箕面市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「使用の許可を受けたときに」を削る。

第十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十六条中「第十二条第四号」を「第十二条第三号」に改める。

別表備考第一号及び第二号を次のように改める。

1 市民(市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。)が営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の二百を乗じて得た額とする。

2 市民以外の者が非営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の三百を乗じて得た額とし、営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の六百を乗じて得た額とする。

(市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部改正)

第二条 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（使用料）

第二条 設備の使用の許可を受けた者は、別表第一及び別表第二に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第三条 学校教育関係団体又は社会教育関係団体がその目的のため使用するときその他箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

第四条中「届出て」を「届け出て」に改める。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第七条中「当り」を「当たり」に改める。

第十一条第一項中「終った」を「終わった」に、「前条第一項の」を「第九条第一項に規定する」に改める。

第十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「取消」を「取消し」に改める。

別表第一備考第一号中「団体」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、「五割増」を「額に百分の百五十を乗じて得た額」に改める。

別表第二備考を次のように改める。

備考 市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の三百を乗じて得た額とする。

（箕面市立公民館条例の一部改正）

第三条 箕面市立公民館条例（昭和四十年箕面市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「はかり」を「図り」に改める。

第十条中「使用の許可を受けたときに」を削る。

第十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十六条中「第十三条第四号」を「第十三条第三号」に改める。

別表備考中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

1 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）が営利目的で使用する場合は、使用料は、この表に定める使用料の額に百分の二百を乗じて得た額とする。

2 市民以外の者が非営利目的で使用する場合は、使用料は、この表に定める使用料の額に百分の三百を乗じて得た額とし、営利目的で使用する場合は、使用料は、この表に定める使用料の額に百分の六百を乗じて得た額とする。

（箕面市立図書館条例の一部改正）

第四条 箕面市立図書館条例（昭和四十一年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第八条第一項中「会議室等を利用しようとする者」を「会議室等の利用の許可を受けた者」に改める。

第九条第一号中「規則」を「条例」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条中「第五条第四号又は前条第六号」を「第五条第三号又は前条第五号」に改める。

別表第一備考中第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

1 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）が営利目的で利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の二百を乗じて得た額とする。

2 市民以外の者が非営利目的で利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の三百を乗じて得た額とし、営利目的で利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の六百を乗じて得た額とする。

（箕面市立総合保健福祉センター条例の一部改正）

第五条 箕面市立総合保健福祉センター条例（平成七年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第九条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第十条中「第七条第四号」を「第七条第三号」に改める。

別表備考第一号を次のように改める。

一 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）が営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の二百を乗じて得た額とする。

別表備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 市民以外の者が非営利目的で使用する場合は、この表に定める使用料の額に百分の三百を乗じて得た額とし、営利目的で使用する場合は、この表に定める使用料の額に百分の六百を乗じて得た額とする。

(箕面市立市民活動センター条例の一部改正)

第六条 箕面市立市民活動センター条例(平成十六年箕面市条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十四条第一項中「利用者は、会議用施設、活動用施設又は附属設備を利用するときは」を「会議用施設又は活動用施設の利用の許可を受けた者及び附属設備を利用する者は」に改める。

第十五条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十六条中「第十二条第四号」を「第十二条第三号」に改める。

第十九条中「利用者」を「会議用施設又は活動用施設の利用の許可を受けた者」に改める。

(箕面市立人権文化センター条例の一部改正)

第七条 箕面市立人権文化センター条例(平成二十一年箕面市条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十八条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十九条中「第十四条第四号」を「第十四条第三号」に改める。

(箕面市立小野原多世代地域交流センター条例の一部改正)

第八条 箕面市立小野原多世代地域交流センター条例(平成二十四年箕面

市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「箕面市小野原東六丁目一五番」を「箕面市小野原東六丁目一五番四六号」に改める。

第十一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十四条第五項中「科用料金」を「利用料金」に改める。

第十六条中「第十一条第四号」を「第十一条第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箕面市立生涯学習センター条例、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例、箕面市立公民館条例、箕面市立図書館条例、箕面市立総合保健福祉センター条例、箕面市立市民活動センター条例、箕面市立人権文化センター条例及び箕面市立小野原多世代地域交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用から適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 前項に規定する施行の日以後の利用に係る許可等の必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

公の施設の利用の範囲及び手続を見直し、利用者の利便の拡大を図るため、本条例を改正するものである。

第百十六号議案

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬等が適正に行われるための必要な措置を講ずることにより、ペット霊園と周辺環境との調和を図るとともに、地域の良好な生活環境を保全し、もって公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ペット 愛玩することを目的として飼養される犬、猫その他の動物をいう。
- 二 ペット霊園 火葬施設、墓地若しくは納骨堂又はこれらを併せ有するものであつて、事業の用に供する目的で設置するものをいう。
- 三 火葬施設 ペットの死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物に該当する物を除く。以下「死体」という。）を火葬する設備（以下「火葬設備」という。）を有する施設（移動火葬車を除く。）をいう。
- 四 移動火葬車 火葬設備を有する自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。）をいう。

五 火葬 死体を葬るために焼くことをいう。

六 埋葬 死体を火葬することなく土中に葬ることをいう。

七 墳墓 死体の焼骨（以下「焼骨」という。）を埋蔵する施設をいう。

八 墓地 特に定めのない限り、墳墓を設けるための区域であつて、事業の用に供する目的で設置する区域をいう。

九 納骨堂 焼骨を収蔵する施設をいう。

（設置者等の責務）

第三条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、ペット霊園の設置又は管理に当たり、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ペットの飼い主等から火葬を目的とした委託を受け、移動火葬車を使用して収納（移動火葬車の火葬設備に死体を収めることをいう。以下同じ。）、運搬、火葬又は収骨（移動火葬車の火葬設備から焼骨を取り出すことをいう。以下同じ。）（以下「移動火葬車による火葬等」と総称する。）を業として行う者は、移動火葬車による火葬等を行うに当たり、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

（埋葬の禁止）

第四条 何人も、業として市内で埋葬を行つてはならない。

（設置等の許可）

第五条 ペット霊園を設置し、又は許可を受けたペット霊園において火葬施設、墓地若しくは納骨堂を新設しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定によりペット霊園を設置する者は、ペット霊園を管理するための事務所を市内に有する者でなければならない。

3 第一項の許可を受けたペット霊園の墓地の区域、納骨堂又は火葬施設

を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

4 市内で移動火葬車による火葬等を行うおうとする者（死体を運搬するために、単に市内を通過するに過ぎない者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。

5 市長は、第一項、第三項及び前項の許可をするに当たり、地域の良好な生活環境の保全のために必要な限度において条件を付することができ
る。

（事前協議）

第六条 前条第一項の規定による許可を受けてペット霊園を設置し、又は前条第三項の規定による変更の許可を受けて墓地の区域を拡張しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可に係る申請に先立ち、次に掲げる事項を記載した事前協議書を規則で定める日までに市長に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 ペット霊園の名称及び所在地

三 ペット霊園に設置する施設の種類

四 ペット霊園の構造設備の概要

五 墓地にあつては、その区域の概要

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票の写し又は法人にあつてはその登記事項証明書

二 ペット霊園の構造設備を明らかにした図面

三 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面

四 周囲三百メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（標識の設置）

第七条 申請予定者は、前条第一項の規定による事前協議を要する許可に係る申請に先立ち、当該申請に係るペット霊園の設置又は拡張の計画（以下「ペット霊園の設置等の計画」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該申請に係るペット霊園の設置又は拡張の予定地（以下「予定地」という。）の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第八条 申請予定者は、第六条第一項の規定による事前協議を要する許可に係る申請に先立ち、規則で定めるところにより、予定地から三百メートル以内の敷地内の建築物（仮設のものを除く。）及び予定地に接する土地の使用者、管理者及び所有者（以下これらの者を「近隣住民等」という。）に対し、ペット霊園の設置等の計画について周知するための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内又は火葬施設内に設置される場合は、この限りでない。

（近隣住民等の意見）

第九条 近隣住民等は、ペット霊園の設置等の計画について、第七条の標識を設置した日から前条の説明会を開催した日以後一月を経過する日までの間（前条ただし書の規定により説明会の開催を要しないときは、標識を設置した日から起算して一月を経過する日までの間）、次に掲げる申請予定者への意見を市長に提出することができる。

一 生活環境その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見

二 構造設備と周辺の環境との調和についての意見

三 建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項に規定する意見の提出があつたと市長から連絡があつたときは、前項各号の意見について近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、その協議の内容等を市長に報告しなければならない。

(申請前の勧告及び公表)

第十条 市長は、申請予定者が第六条第一項の事前協議書を提出しないときは、当該事前協議書を提出すべきことを勧告することができる。

2 市長は、申請予定者が第七条の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを勧告することができる。

3 市長は、申請予定者が第八条の説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを勧告することができる。

4 市長は、申請予定者が前条第二項の協議を行わないときは、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

5 市長は、前各項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となつた行為の内容

三 当該勧告の内容

(許可の申請)

第十一条 第五条第一項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第六条の規定による事前協議が完了したときは、次に掲げる事

項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 第六条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六条第二項第一号から第四号までに掲げる書類

二 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他手続の進捗状況を明らかにした規則で定める書類

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(変更の許可の申請)

第十二条 第五条第三項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、墓地の区域を拡張しようとする場合においては、第六条の規定による事前協議が完了した後でなければならない。

一 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 変更の内容

三 変更後の第六条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の内容を明らかにした図面

二 変更後の第六条第二項第二号及び第三号に掲げる図面

三 墓地及び火葬施設にあっては、変更後の第六条第二項第四号に掲げる図面

四 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他手続の進捗状況を明らかにした規則で定める書類

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(廃止の許可の申請)

第十三条 ペット霊園を廃止しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該廃止の許可を受けようとする者は、当該ペット霊園に埋蔵され、又は収蔵されている焼骨を除却し、ペット霊園の設置前の状態に復するための適正な措置を講じなければならない。

一 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可等の通知)

第十四条 市長は、第十一条第一項、第十二条第一項、前条及び第二十四条の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(許可の基準)

第十五条 市長は、第五条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係るペット霊園が次条から第十九条までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(ペット霊園の設置場所等の基準)

第十六条 ペット霊園は、建築物(箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成二十四年箕面市条例第十一号)第十四条第一項に規定する建築物をいう。第二十六条第二項第六号ロにおいて同じ。)の敷地から三百メートル以上かつ規則で定める河川から百メートル以上離れていなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内若しくは火葬施設内に設置される場合又は第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

2 ペット霊園は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければ

ならない。

3 ペット霊園に至る主たる道路の幅員は、交通の安全を図るための規則で定める基準に該当しなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内若しくは火葬施設内に設置される場合又は第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

4 ペット霊園の土地については、当該ペット霊園の経営者が当該土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（墓地の構造設備等の基準）

第十七条 墓地（附帯施設を含む。第五号において同じ。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等
- 二 支障なく墓参をすることができるとための通路
- 三 雨水等の排水施設
- 四 道路交通の安全を確保するための駐車場
- 五 墓地の適切な管理等を確保するための構造設備
- 六 前各号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 墓地の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（納骨堂の構造設備等の基準）

第十八条 納骨堂（附帯施設を含む。第三号において同じ。）には、次に掲

げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等

二 道路交通の安全を確保するための駐車場

三 納骨堂の適切な管理等を確保するための構造設備

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 納骨堂の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（火葬施設の構造設備等の基準）

第十九条 火葬施設（附帯施設を含む。第四号において同じ。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 火葬設備

二 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等

三 道路交通の安全を確保するための駐車場

四 火葬施設の適切な管理等を確保するための構造設備

五 前各号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 火葬施設の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（工事の完了の検査等）

第二十条 第五条第一項の許可又は第三項の変更の許可を受けた者（以下

「ペット霊園の経営者」という。）は、当該許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 ペット霊園の経営者は、前項の検査を受け、第十六条から前条までの基準に適合するものとして検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園を使用してはならない。

（変更の届出）

第二十一条 ペット霊園の経営者は、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならぬ。

（管理の基準）

第二十二条 ペット霊園の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置
- 二 ペット霊園を常に清潔かつ安全に保つために必要な措置
- 三 植栽等を適切に育成するための措置
- 四 関係法令等を遵守するために必要な措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が第一条の目的のために定める措置

置

（地位の承継）

第二十三条 ペット霊園の経営者からペット霊園を譲り受けた者は、当該ペット霊園の経営者の地位を承継する。この場合において、第五条第二項の規定は、承継する者についても、同様とする。

2 前項の規定によりペット霊園の経営者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(移動火葬車による火葬等の許可の申請)

第二十四条 第五条第四項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書その他の書類を市長に提出しなければならない。

(移動火葬車登録証)

第二十五条 市長は、第五条第四項の許可を受けた者(以下「移動火葬業者」という。)に対し、移動火葬車ごとに規則で定める移動火葬車登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(移動火葬車の使用の制限等)

第二十六条 移動火葬業者は、移動火葬車の火葬設備が規則で定める基準に適合するものでなければ、これを使用してはならない。

2 移動火葬業者は、移動火葬車の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 移動火葬車には、移動火葬業者の氏名(法人にあつては、その名称)、連絡先及び登録証を容易に視認できるよう表示すること。

二 火葬を行う際は、移動火葬車を走行させないこと。

三 収納又は収骨を行うときは、次の措置を講ずること。

イ 火葬炉の内部、死体及び焼骨を公衆の目に触れさせないような措置(収納又は収骨を行う場所に隣接する土地の区域内の居住者等の目に触れないような措置を含む。ただし、当該居住者等のうち、収納又は収骨を行う場所が見える者の同意を得ている場合は、この限りでない。)

ロ 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第四条第二項の規定により定めた規制基準に適合するように臭気の発生を防止する措置

四 収納又は収骨を行う場所は、公園、学校、病院、道路、河川その他の公共施設の敷地でないこと。

五 火葬を行う場所から周囲百メートル以内の土地の所有者に周知すること。

六 市内において移動火葬車を使用して火葬を行う場所は、次のいずれにも該当するものであること。

イ 移動火葬業者が所有している土地であること。ただし、当該土地の所有者が火葬を行う場所として使用すること及び当該火葬に起因する損害賠償等が生じた場合において移動火葬業者と連帯してその責を負うことを承諾しているときは、この限りでない。

ロ 人が住居としている建築物から百メートル以上離れている場所であること。

ハ 公園、学校、病院、道路、河川その他の公共施設の敷地でないこと。

3 火葬による周辺の生活環境への影響が限られるものとして、次のいずれにも該当するときは、前項第五号並びに第六号イ及びロの規定は、適用しない。

一 反復して火葬を行う場所でないこと。

二 火葬を行う土地の所有者又は管理者が、火葬を行うことを承諾していること。

三 火葬を行う場所に隣接する土地の区域内の居住者等のうち、火葬を行う場所が見える者に火葬を行うことを周知していること。

四 火葬を行う場所が集合住宅の敷地内であるときは、当該集合住宅の居住者に周知していること。

(移動火葬業者の変更等の届出)

第二十七条 移動火葬業者は、第二十四条の申請書の内容に変更が生じたときその他規則で定めるときは、速やかに、その旨を市長に届け出ない

ればならない。

（移動火葬車による火葬等の廃止の届出）

第二十八条 移動火葬業者は、移動火葬車による火葬等を廃止しようとするとき（市内で移動火葬車による火葬等を行わなくなったときを含む。）は、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可後の勧告）

第二十九条 市長は、ペット霊園の経営者が第十三条に規定する申請又は第二十条に規定する届出をしないときは、当該申請又は当該届出をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、ペット霊園の経営者が第二十二条の措置を講じないときは、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、移動火葬業者が第二十六条第一項の基準又は同条第二項各号に掲げる事項を遵守しないときは、遵守すべきことを勧告することができる。

4 市長は、移動火葬業者が第二十七条又は前条に規定する届出をしないときは、当該届出をすべきことを勧告することができる。

（報告及び立入調査）

第三十条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園の経営者若しくは移動火葬業者に対して必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、ペット霊園、移動火葬業者の事務所若しくは火葬、収納若しくは収骨を行う土地に立ち入らせ、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められた

ものと解してはならない。

(改善命令)

第三十一条 市長は、第二十九条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(許可の取消し及び公表等)

第三十二条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第五条第一項、第三項又は第四項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により第五条第一項、第三項又は第四項の許可を受けたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第一項の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表する。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となった行為の内容

三 許可を取り消した旨

4 第五条第一項又は第三項の許可を取り消された者は、当該ペット霊園に埋蔵され、又は収蔵されている焼骨を除却し、ペット霊園の設置前の状態に復するための適切な措置を講じなければならない。

(人用の墓地の区域内に係る特例)

第三十三条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）

第十条の規定により許可を受けて設置された人用の墓地の区域内におい

て、人用の墓地と併せて墓地を設置するときは、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第三十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にペット霊園を設置している者は、第五条第二項、第六条から第九条まで及び第十六条から第十九条までの規定にかかわらず、この条例の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により許可を受けたとみなされるペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園について、平成二十六年三月三十一日までに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、届出の期限の経過後であっても届け出ることができる。

4 附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされるペット霊園について第五条第三項の許可を申請する場合は、第五条第二項、第六条から第十条まで及び第十六条から第十九条までの規定を適用する。

5 この条例の施行の際、現に移動火葬車による火葬等を行っている者は、平成二十六年三月三十一日までの間は、第五条第四項及び第二十六条の規定にかかわらず、引き続き移動火葬車による火葬等を行うことができる。その者がその期間内に第二十四条の規定による申請をした場合において、その期間を経過したときは、当該申請について許可又は不許可の

処分があるまでの間も、同様とする。

（提案理由）

ペット霊園の設置及び移動火葬車による火葬等が適正に行われるための必要な措置を講ずることにより、ペット霊園と周辺環境との調和を図り、公共の福祉の確保に寄与するため、本条例を制定するものである。

第百十七号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表九十三の項」を「別表九十四の項」に改め、同条第三項中「別表五十一の項から六十六の項まで」を「別表五十二の項から六十七の項まで」に改める。

別表中百十六の項を百十七の項とし、四十一の項から百十五の項までを一項ずつ繰り下げ、四十の項の次に次のように加える。

四十一	大阪府特設水道条例（昭和三十三年大阪府条例第三十号）第五条第一項の規定に基づく特設水道の布設工事（新設に限る。）の設計の確認	一件	七〇、〇〇〇円
-----	--	----	---------

別表備考第四号中「四十三の項、九十三の項、百四の項、百十四の項及び百十五の項」を「四十四の項、九十四の項、百五の項、百十五の項及び百十六の項」に改め、同表備考第五号中「五十一の項から六十六の項まで」を「五十二の項から六十七の項まで」に改め、同表備考第六号及び第七号中「九十四の項」を「九十五の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

大阪府からの権限移譲に伴い、本市で新たに行う事務に係る手数料を徴収するため、本条例を改正するものである。

第百十八号議案

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十九年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「建築物」を「建築物等」に改め、同条中「建築物の高さ」の下に「又は建築物の各部分の高さ」を加える。

別表一般住宅地区一―二の項(ろ)の欄中「止々呂美東西線」を「北部大阪都市計画道路三・四・二百二十一―二十六号止々呂美東西線（以下「止々呂美東西線」という。）」に改め、同表に次のように加える。

教育施設 地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	建築物の敷地面積の最低限度は、五百平方メートルとする。	外壁等の面から敷地境界線までの距離は、二メートル以上とする。	建築物の高さの最高限度は、十六メートルとする。ただし、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分
	一 中学校、高等学校、大学及び専修学校 二 図書館 三 寄宿舎及び下宿 四 診療所 五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、令第			

百三十条の五の三各
号に掲げるもの
六 水泳場

の一以内の場合に
おいては、その部
分の高さは、五メ
ートルまでは、当
該建築物の高さに
算入しない。

二 建築物の各部分
の高さの最高限度
は、当該部分から
止々呂美東西線及
び北部大阪都市計
画道路三・五・二
百二十一―二十五号
止々呂美吉川線に
面する道路境界線
までの垂直方向の
水平距離に十メー
トルを加えた値と
する。ただし、高
さの算定について
は、当該水平距離
の基準となる道路
境界線の路面から
の高さによるもの
とし、当該部分の
地盤面が当該道路
境界線の路面より
一メートル以上高
い場合は、その高
低差から一メート
ルを減じたものの
二分の一だけ低い
位置にあるものと
みなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更に伴い、当該地区における建築物に関する制限を定めるため、本条例を改正するものである。

第百十九号議案

箕面市水道事業給水条例及び箕面市下水道条例改正の件

箕面市水道事業給水条例及び箕面市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業給水条例及び箕面市下水道条例の一部を改正

する条例

(箕面市水道事業給水条例の一部改正)

第一条 箕面市水道事業給水条例(平成九年箕面市条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項の表以外の部分中「(消費税相当額を含む。)」を「に百分の百八を乗じて得た額」に改め、同項の表中「八四、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「一七八、五〇〇円」を「一七〇、〇〇〇円」に、「三二五、五〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」に、「五〇四、〇〇〇円」を「四八〇、〇〇〇円」に、「九九七、五〇〇円」を「九五〇、〇〇〇円」に、「一、七五三、五〇〇円」を「一、六七〇、〇〇〇円」に、「四、七四六、〇〇〇円」を「四、五二〇、〇〇〇円」に、「九、七四四、〇〇〇円」を「九、二八〇、〇〇〇円」に、「二六、九二二、〇〇〇円」を「二五、六四〇、〇〇〇円」に改める。

第二十二条第一項の表以外の部分中「(消費税相当額を含む。)」を「に百分の百八を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同項の表中「七二三円」を「六八九円」に、「一五七円五〇銭」を「一五〇円」に、「一七八円五〇銭」を「一七

〇円」に、「二〇四円七五銭」を「一九五円」に、「二三六円二五銭」を「二二五円」に、「二六七円七五銭」を「二五五円」に、「二九九円二五銭」を「二八五円」に、「三三六円」を「三二〇円」に、「三七二円七五銭」を「三五五円」に、「五、八八〇円」を「五、六〇〇円」に、「八四円」を「八〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二〇〇円」に、「六三〇円」を「六〇〇円」に改め、同条第二項の表以外の部分中「(消費税相当額を含む。)」を「に百分の百八を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同項の表中「二六円二五銭」を「二五円」に、「五二円五〇銭」を「五〇円」に、「一〇五円」を「一〇〇円」に、「一三一円二五銭」を「一二五円」に、「八九二円五〇銭」を「八五〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、二〇七円五〇銭」を「一、一五〇円」に、「二、一五二円五〇銭」を「二、〇五〇円」に改める。

(箕面市下水道条例の一部改正)

第二条 箕面市下水道条例(昭和四十四年箕面市条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(消費税相当額を含む。)」を「に百分の百八を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改める。

別表第一中「六六一円五〇銭」を「六三〇円」に、「八四円」を「八〇円」に、「一〇二円九〇銭」を「九八円」に、「一一八円六五銭」を「一一三元」に、「一三五円四五銭」を「一二九円」に、「一五四円三五銭」を「一四七円」に、「一七六円四〇銭」を「一六八円」に、「二〇二円六五銭」を「一九三元」に、「二三二円五銭」を「二二二円」に、「二二円」を「二〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（納付金に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の箕面市水道事業給水条例第二十条第三項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのあった同条第一項各号に掲げる工事（以下「給水装置工事等」という。）に係る納付金について適用し、施行日前に申込みのあった給水装置工事等に係る納付金については、なお従前の例による。

（水道料金等に関する経過措置）

3 施行日前から継続して水道又は公共下水道を使用しており、かつ、施行日から平成二十六年四月三十日までの間に水道料金、水道メーター使用料又は公共下水道の使用料（以下「水道料金等」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金等については、なお従前の例による。

4 施行日前から継続して水道又は公共下水道を使用しており、かつ、施行日以後初めて水道料金等の支払を受ける権利が確定する日（以下「支払確定日」という。）が平成二十六年四月三十日後であるものに係る水道料金等は、従前の例により算定した水道料金等（以下「従前料金等」という。）の額を前回確定日（その直前の水道料金等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から支払確定日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成二十六年四月三十日までの期間の月数を乗じて計算した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「基準日前料金等の額」という。）に、従前料金等の額から基準日前料金等の額を控除した額に百五分の百八を乗じて得た額（そ

の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を加算して得た額とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

（提案理由）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）等の改正に伴い、水道料金、下水道使用料等について消費税相当額を改定するため、本条例を改正するものである。

第120号議案

平成25年度箕面市一般会計補正予算（第8号）

平成25年度箕面市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323,470千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,699,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成25年11月29日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 地方交付税		1,070,000	107,603	1,177,603
	1 地方交付税	1,070,000	107,603	1,177,603
12 分担金及び負担金		595,645	111	595,756
	1 負担金	595,645	111	595,756
14 国庫支出金		5,261,213	174,315	5,435,528
	1 国庫負担金	4,560,965	99,314	4,660,279
	2 国庫補助金	213,028	4,181	217,209
	4 国庫交付金	455,792	70,820	526,612
15 府支出金		3,240,630	△99,142	3,141,488
	1 府負担金	1,494,906	34,283	1,529,189
	2 府補助金	1,193,026	△61	1,192,965
	4 府交付金	475,563	△133,364	342,199
19 繰越金		19,600	118,158	137,758
	1 繰越金	19,600	118,158	137,758
20 諸収入		1,360,716	22,425	1,383,141
	5 雑入	709,516	22,425	731,941
歳入合計		38,375,935	323,470	38,699,405

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 428,717	千円 △456	千円 428,261
	1 議 会 費	428,717	△456	428,261
2 総 務 費		4,668,631	23,281	4,691,912
	1 総 務 管 理 費	3,844,901	21,837	3,866,738
	2 徴 税 費	310,893	1,445	312,338
	4 選 挙 費	107,967	2	107,969
	5 統 計 調 査 費	41,380	△3	41,377
3 民 生 費		16,040,349	123,334	16,163,683
	1 社 会 福 祉 費	4,129,771	12,379	4,142,150
	2 児 童 福 祉 費	6,279,165	111,032	6,390,197
	3 生 活 保 護 費	2,192,130	△77	2,192,053
		3,848,786	△4,984	3,843,802
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	1,024,800	△2,780	1,022,020
	2 清 掃 費	2,014,174	△2,204	2,011,970
6 農 林 水 産 業 費		147,124	1,705	148,829
	2 林 業 費	12,097	1,705	13,802
7 商 工 費		211,769	70	211,839
	1 商 工 費	181,134	70	181,204
8 土 木 費		3,463,870	88,482	3,552,352
	1 土 木 管 理 費	1,103,195	△7,271	1,095,924
	3 河 川 費	10,221	1,601	11,822
	4 都 市 計 画 費	1,374,188	94,152	1,468,340
9 消 防 費		1,293,303	11,344	1,304,647
	1 消 防 費	1,293,303	11,344	1,304,647
10 教 育 費		4,502,785	78,593	4,581,378
	1 教 育 総 務 費	1,638,800	62,948	1,701,748
	2 小 学 校 費	786,249	9,489	795,738
	3 中 学 校 費	375,090	6,536	381,626
	4 幼 稚 園 費	287,392	△6,335	281,057
	5 社 会 教 育 費	892,064	500	892,564
13 諸 支 出 金	6 保 健 体 育 費	523,190	5,455	528,645
		61,329	2,101	63,430
歳 出 合 計	1 諸 費	61,329	2,101	63,430
		38,375,935	323,470	38,699,405

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
障害者地域生活支援事業			平成25年度から平成30年度	65,000 千円
道路・交通安全施設維持補修事業			平成25年度から平成26年度	94,000 千円
総合子ども支援業務システム構築事業			平成25年度から平成26年度	33,000 千円

平成25年度
(2013年度)

箕面市一般会計補正予算(第8号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	21,835,000	0	21,835,000
2 地 方 譲 与 税	238,000	0	238,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	75,000	0	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金	17,000	0	17,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,107,000	0	1,107,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	122,603	0	122,603
10 地 方 交 付 税	1,070,000	107,603	1,177,603
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	595,645	111	595,756
13 使 用 料 及 び 手 数 料	632,572	0	632,572
14 国 庫 支 出 金	5,261,213	174,315	5,435,528
15 府 支 出 金	3,240,630	△99,142	3,141,488
16 財 産 収 入	595,245	0	595,245
17 寄 附 金	40,432	0	40,432
18 繰 入 金	660,279	0	660,279
19 繰 越 金	19,600	118,158	137,758
20 諸 収 入	1,360,716	22,425	1,383,141
21 市 債	1,300,000	0	1,300,000
歳 入 合 計	38,375,935	323,470	38,699,405

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	428,717	△456	428,261
2 総 務 費	4,668,631	23,281	4,691,912
3 民 生 費	16,040,349	123,334	16,163,683
4 衛 生 費	3,848,786	△4,984	3,843,802
5 労 働 費	95,352	0	95,352
6 農 林 水 産 業 費	147,124	1,705	148,829
7 商 工 費	211,769	70	211,839
8 土 木 費	3,463,870	88,482	3,552,352
9 消 防 費	1,293,303	11,344	1,304,647
10 教 育 費	4,502,785	78,593	4,581,378
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	3,056,351	0	3,056,351
13 諸 支 出 金	61,329	2,101	63,430
14 予 備 費	537,569	0	537,569
歳 出 合 計	38,375,935	323,470	38,699,405

補正額の財源内訳				
特	定 財		源	
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円
	0	0	0	△456
	100	0	0	23,181
	660	0	111	122,563
	△1,706	0	0	△3,278
	0	0	0	0
	1,218	0	0	487
	0	0	0	70
	70,720	0	1,601	16,161
	0	0	0	11,344
	4,181	0	3,228	71,184
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	2,101
	0	0	0	0
	75,173	0	4,940	243,357

2 歳 入

(歳) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
10	地 方 交 付 税	千円 1,070,000	千円 107,603	千円 1,177,603
	1 地 方 交 付 税	1,070,000	107,603	1,177,603
	1 地 方 交 付 税	1,070,000	107,603	1,177,603
12	分 担 金 及 び 負 担 金	595,645	111	595,756
	1 負 担 金	595,645	111	595,756
	2 民 生 費 負 担 金	457,596	111	457,707
14	国 庫 支 出 金	5,261,213	174,315	5,435,528
	1 国 庫 負 担 金	4,560,965	99,314	4,660,279
	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	4,560,965	99,314	4,660,279
	2 国 庫 補 助 金	213,028	4,181	217,209
	3 教 育 費 国 庫 補 助 金	65,732	4,181	69,913
	4 国 庫 交 付 金	455,792	70,820	526,612
	1 総 務 費 国 庫 交 付 金	407,812	31,520	439,332
	3 土 木 費 国 庫 交 付 金	17,016	39,300	56,316
15	府 支 出 金	3,240,630	△99,142	3,141,488
	1 府 負 担 金	1,494,906	34,283	1,529,189
	1 民 生 費 府 負 担 金	1,494,906	34,283	1,529,189
	2 府 補 助 金	1,193,026	△61	1,192,965
	2 民 生 費 府 補 助 金	558,475	427	558,902
	3 衛 生 費 府 補 助 金	7,087	△1,706	5,381

節		明	
区 分	金 額	説	
	千円		
1 地方交付税	107,603	1 普通交付税 補正後 1,057,603,000円－補正前 950,000,000円	
1 社会福祉費 負 担 金	111	1 老人ホーム措置費負担金 補正後 12,365,000円－補正前 12,254,000円	
1 社会福祉費 負 担 金	43,922	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 864,723,000円－補正前 820,801,000円	
2 児童福祉費 負 担 金	55,392	7 児童手当費負担金 補正後 1,589,223,000円－補正前 1,533,831,000円	
1 教育総務費 補 助 金	4,181	3 幼稚園就園奨励費補助金 補正後 54,074,000円－補正前 49,893,000円	
1 総務管理費 交 付 金	31,520	5 地域の元気臨時交付金 補正後 423,944,000円－補正前 392,424,000円	
1 土木管理費 交 付 金	100	3 社会資本整備総合交付金 補正後 350,000円－補正前 250,000円	
3 都市計画費 交 付 金	39,200	3 社会資本整備総合交付金	
1 社会福祉費 負 担 金	21,961	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 432,361,000円－補正前 410,400,000円	
2 児童福祉費 負 担 金	12,322	5 児童手当費負担金 補正後 352,663,000円－補正前 340,341,000円	
1 社会福祉費 補 助 金	427	56 身体障害者等訪問看護利用料助成事業費補助金 補正後 1,402,000円－補正前 975,000円	
1 保健衛生費 補 助 金	△1,706	15 風しん緊急対策事業費補助金 補正後 1,894,000円－補正前 3,600,000円	

(減) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
15	2 5 農林水産業費府補助金	千円 4,407	千円 1,218	千円 5,625
	4 府 交 付 金	475,563	△133,364	342,199
	2 民 生 費 府 交 付 金	237,148	△133,364	103,784
19	繰 越 金	19,600	118,158	137,758
	1 繰 越 金	19,600	118,158	137,758
	1 前 年 度 繰 越 金	19,600	118,158	137,758
20	諸 収 入	1,360,716	22,425	1,383,141
	5 雑 入	709,516	22,425	731,941
	3 雑 入	525,679	22,425	548,104

節		明	
区 分	金 額	説	
2 林業費補助金	千円 1,218	4 森林病虫害等防除事業費補助金 補正後 3,564,000円—補正前	千円 1,218
1 社会福祉費 交 付 金	△133,364	13 介護基礎緊急整備等臨時特例交付金 補正後 32,241,000円—補正前 148,205,000円 14 介護職員処遇改善等臨時特例交付金 補正後 10,800,000円—補正前 28,200,000円	△115,964 △17,400
1 前年度繰越金	118,158	1 前年度繰越金 補正後 137,758,000円—補正前 19,600,000円	118,158
2 雑 入	22,425	13 指定管理施設使用料 補正後 23,032,000円—補正前 19,804,000円 52 河川管理施設整備事業費負担金 57 容器包装再商品合理化事業交付金 73 豊中市箕面市養護老人ホーム組合清算配分金	3,228 1,620 104 17,473

3 歳 出
(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1	議 会 費	428,717	△456	428,261	一般財源 △456
1	議 会 費	428,717	△456	428,261	一般財源 △456
	1 議 会 費	428,717	△456	428,261	一般財源 △456
2	総 務 費	4,668,631	23,281	4,691,912	国庫支出金 一般財源 100 23,181
1	総 務 管 理 費	3,844,901	21,837	3,866,738	国庫支出金 一般財源 100 21,737
	1 一 般 管 理 費	1,302,249	21,167	1,323,416	国庫支出金 一般財源 100 21,067
	9 人 事 管 理 費	846,883	670	847,553	一般財源 670
2	徴 税 費	310,893	1,445	312,338	一般財源 1,445
	1 徴 税 総 務 費	222,976	2,640	225,616	一般財源 2,640

節		金額	説明	千円
区分	金			
		千円		千円
11 需用費	△456		6 議会報発行事業【議会事務局総務課】	△456
			11 需用費	△456
			4 印刷製本費	△456
			議会報	△456
3 職員手当等	340		2 人件費（一般管理費）【職員課】	442
			3 職員手当等	340
4 共済費	102		14 児童手当	340
			4 共済費	102
13 委託料	4,725		7 社会保険料	55
			11 協会けんぽ負担金	47
23 償還金利子及び割引料	16,000		61 市税過年度過誤納金還付事務事業【税務課】	16,000
			23 償還金利子及び割引料	16,000
			1 償還金	15,000
			市税過年度還付金	15,000
			3 還付加算金	1,000
			還付加算金	1,000
			64 施設再編プロジェクト事業【公共用地活用推進課】	4,725
			13 委託料	4,725
			1 委託料	4,725
			都市再生整備計画検証業務委託	4,725
4 共済費	△392		3 人件費（人事管理費地公災負担金）【職員課】	△392
			4 共済費	△392
5 災害補償費	1,062		6 地公災負担金	△392
			7 職員安全衛生事業【職員課】	1,062
			5 災害補償費	1,062
			1 公務災害補償費	1,062
2 給料	2,530		1 人件費（徴税総務費）【職員課】	2,640
			2 給料	2,530
3 職員手当等	110		2 一般職給	2,530
			一般職給	2,530
			3 職員手当等	110
			4 地域手当	46
			5 通勤手当	64

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(第) 2 総務費
(項) 2 徴税費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
2	2 2 賦課徴収費	千円 87,917	千円 △1,195	千円 86,722	一般財源	千円 △1,195
4	選挙費	107,967	2	107,969	一般財源	2
	1 選挙管理費	44,301	2	44,303	一般財源	2
5	統計調査費	41,380	△3	41,377	一般財源	△3
	1 統計調査総務費	34,350	△3	34,347	一般財源	△3
3	民生費	16,040,349	123,334	16,163,683	分担金及び負担金 国庫支出金 府支出金 一般財源	111 99,314 △98,654 122,563
	1 社会福祉費	4,129,771	12,379	4,142,150	分担金及び負担金 国庫支出金 府支出金 一般財源	111 43,922 △110,976 79,322
	1 社会福祉総務費	833,451	10,755	844,206	一般財源	10,755

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
13 委 託 料	△1,195	4 固定資産税賦課事務事業【税務課】 千円 △900 13 委 託 料 1 委 託 料 地番図作成・面地計測保守業務委託 △900
		50 時点修正鑑定評価事務事業【税務課】 △59 13 委 託 料 1 委 託 料 標準宅地時点修正鑑定評価業務委託 △59
		52 固定資産評価普事務事業【税務課】 △236 13 委 託 料 1 委 託 料 標準宅地鑑定評価業務委託 △236
4 共 済 費	2	1 人件費(選挙管理委員会費)【職員課】 2 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 2
2 給 料	35	1 人件費(統計調査総務費)【職員課】 △3 2 給 料 2 一般職給 一般職給 35 3 職員手当等 2 扶養手当 △38 14 児童手当 40
3 職 員 手 当 等	△38	
2 給 料	6,850	1 人件費(社会福祉総務費)【職員課】 10,755 2 給 料 2 一般職給 6,850 一般職給 6,850 3 職員手当等 1,696 3 管理職手当 366 4 地域手当 1,006 10 住居手当 324 4 共 済 費 2,209 3 職員共済組合負担金 2,064
3 職 員 手 当 等	1,696	
4 共 済 費	2,209	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項 目	千円	千円	千円		千円
3	1					
	1 [社会福祉総務費]					
	4 身体障害者 知的障害成 医療助成費	156,298	854	157,152	府支出金 一般財源	427 427
	7 老人福祉費	314,088	△93,593	220,495	分租金及び負担金 府支出金 一般財源	111 △133,364 39,660
	9 障害福祉費	2,203,053	94,363	2,297,416	国庫支出金 府支出金 一般財源	43,922 21,961 28,480
2	児童福祉費	6,279,165	111,032	6,390,197	国庫支出金 府支出金 一般財源	55,392 12,322 43,318
	1 児童福祉総務費	2,898,633	80,035	2,978,668	国庫支出金 府支出金 一般財源	55,392 12,322 12,321
	2 児童福祉施設費	1,735,728	1,846	1,737,574	一般財源	1,846
	3 保育所費	1,150,768	11,535	1,162,303	一般財源	11,535

節		明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	85 60
20 扶 助 費	854	6 身体障害者等訪問看護利用料助成事業（扶助費） 【介護・福祉医療課】	854
		20 扶 助 費	854
		1 扶 助 費	854
		身体障害者等訪問看護利用料助成費	854
19 負担金補助 及び交付金	△133,364	21 老人保護事業（扶助費）【高齢福祉課】	39,771
20 扶 助 費	39,771	20 扶 助 費	39,771
		1 扶 助 費	39,771
		老人扶助費	39,771
		54 地域密着型サービス拠点整備費補助事業【高齢者施設担当】	△133,364
		19 負担金補助及び交付金	△133,364
		2 補 助 金	△133,364
		地域密着型サービス拠点整備費補助金	△133,364
19 負担金補助 及び交付金	6,519	6 障害者地域生活支援事業【障害福祉課】	6,519
20 扶 助 費	87,844	19 負担金補助及び交付金	6,519
		2 補 助 金	6,519
		障害者地域生活支援事業補助金	6,519
		20 障害者グループホーム事業（扶助費）【障害福祉課】	42,818
		20 扶 助 費	42,818
		1 扶 助 費	42,818
		障害者グループホーム費	42,818
		21 障害者施設事業（扶助費）【障害福祉課】	45,026
		20 扶 助 費	45,026
		1 扶 助 費	45,026
		障害者施設費	45,026
20 扶 助 費	80,035	22 児童手当給付事業（扶助費）【子育て支援課】	80,035
		20 扶 助 費	80,035
		1 扶 助 費	80,035
		児童手当	80,035
19 負担金補助 及び交付金	1,846	52 保育所待機児童緊急対策事業【幼児育成課】	1,846
		19 負担金補助及び交付金	1,846
		2 補 助 金	1,846
		認可外保育施設保護者補助金	1,266
		認可外保育施設運営費補助金	580
2 給 料	△1,494	1 人件費（保育所費）【職員課】	△1,729
3 職員手当等	△235	2 給 料	△1,494
		2 一般職給 一般職給	△1,494

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
3	2 3[保育所費]				
	5 子ども 医療助成費	415,092	17,616	432,708	一般財源 17,616
	3 生活保護費	2,192,130	△77	2,192,053	一般財源 △77
4	1 生活保護総務費	92,845	△77	92,768	一般財源 △77
4	1 保健衛生費	3,848,786	△4,984	3,843,802	府支出金 △1,706 一般財源 △3,278
		1,024,800	△2,780	1,022,020	府支出金 △1,706 一般財源 △1,074
		223,615	631	224,246	一般財源 631
	2 予防費	683,895	△3,411	680,484	府支出金 △1,706 一般財源 △1,705
2	1 清掃総務費	2,014,174	△2,204	2,011,970	一般財源 △2,204
		777,123	△2,204	774,919	一般財源 △2,204

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
7 賃 金	13,264	3 職員手当等 2 扶養手当 14 児童手当	△235 △240 5
		2 臨時職員雇用事業（保育所運営事業）【職員課】	13,264
		7 賃 金	13,264
		1 臨時雇賃金	13,264
20 扶 助 費	17,616	5 子どもの医療費助成事業（扶助費）【介護・福祉医療課】	17,616
		20 扶 助 費	17,616
		1 扶 助 費	17,616
		子どもの医療扶助費	17,616
3 職員手当等	△80	1 人件費（生活保護総務費）【職員課】	△77
		3 職員手当等	△80
4 共 済 費	3	5 通勤手当	94
		10 住居手当	△174
		4 共 済 費	3
		3 職員共済組合負担金	3
2 給 料	236	1 人件費（保健衛生総務費）【職員課】	631
		2 給 料	236
3 職員手当等	△130	2 一般職給 一般職給	236
4 共 済 費	525	3 職員手当等	△130
		3 管理職手当	△123
		4 地域手当	3
		5 通勤手当	133
		10 住居手当	△143
		4 共 済 費	525
		3 職員共済組合負担金	505
		7 社会保険料	12
		11 協会けんぽ負担金	8
20 扶 助 費	△3,411	60 風しん緊急対策事業（扶助費）【健康増進課】	△3,411
		20 扶 助 費	△3,411
		1 扶 助 費	△3,411
		予防接種自己負担助成費	△3,411
			△
2 給 料	△287	1 人件費（清掃総務費）【職員課】	△2,204
		2 給 料	△287
3 職員手当等	△1,917	2 一般職給 一般職給	△287

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目	千円	千円	千円	千円
4	2 1 [清掃総務費]				
6	農 林 水 産 業 費	147,124	1,705	148,829	府支出金 一般財源 1,218 487
	2 林 業 費	12,097	1,705	13,802	府支出金 1,218 一般財源 487
	2 林 業 振 興 費	3,420	1,705	5,125	府支出金 1,218 一般財源 487
7	商 工 費	211,769	70	211,839	一般財源 70
	1 商 工 費	181,134	70	181,204	一般財源 70
	1 商 工 総 務 費	106,437	70	106,507	一般財源 70
8	土 木 費	3,463,870	88,482	3,552,352	国庫支出金 70,720 諸収入 1,601 一般財源 16,161
	1 土 木 管 理 費	1,103,195	△7,271	1,095,924	一般財源 △7,271
	1 土 木 総 務 費	790,245	△7,271	782,974	一般財源 △7,271
3	河 川 費	10,221	1,601	11,822	諸収入 1,601
	2 河 川 維 持 費	6,958	1,601	8,559	諸収入 1,601

節		金額 千円	説明	千円
区分	金			
			3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 6 特殊勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当	△1,917 △269 △164 △110 △322 △297 △755
13 委託料	1,705		51 森林病虫害等防除事業【公園みどり課】	1,705
			13 委託料 1 委託料 森林病虫害等防除委託	1,705 1,705
3 職員手当等	70		1 人件費(商工総務費)【職員課】	70
			3 職員手当等 14 児童手当	70 70
2 給料	△4,586		1 人件費(土木総務費)【職員課】	△7,271
			2 給料 2 一般職給 一般職給	△4,586 △4,586
3 職員手当等	△1,470		3 職員手当等	△1,470
4 共済費	△1,215		4 地域手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合員租金	△618 567 △1,669 250 △1,215 △1,215
12 役務費	50		56 河川管理施設整備事業【公園みどり課】	1,601
			12 役務費 3 手数料 13 委託料 1 委託料 不動産鑑定委託	50 50 280 280
13 委託料	280			
17 公有財産購入費	1,271			

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目	千円	千円	千円	千円
8	3 2[河川維持費]				
	4 都 市 計 画 費	1,374,188	94,152	1,468,340	国庫支出金 一般財源 70,720 23,432
	5 地域整備推進費	662,798	94,152	756,950	国庫支出金 70,720 一般財源 23,432
9	消 防 費	1,293,303	11,344	1,304,647	一般財源 11,344
	1 消 防 費	1,293,303	11,344	1,304,647	一般財源 11,344
	1 常 備 消 防 費	1,096,842	3,091	1,099,933	一般財源 3,091
	3 消 防 施 設 費	96,989	8,253	105,242	一般財源 8,253
10	教 育 費	4,502,785	78,593	4,581,378	国庫支出金 4,181 諸収入 3,228 一般財源 71,184
	1 教 育 総 務 費	1,638,800	62,948	1,701,748	国庫支出金 4,181 一般財源 58,767
	2 事 務 局 費	561,333	4,355	565,688	一般財源 4,355

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		17 公有財産購入費 1 土地購入費 施設整備用地	1,271 1,271
13 委託料	755	63 桜井駅前地区再整備事業【特定地域活性化担当】 13 委託料	94,152 755
17 公有財産購入費	88,197	1 委託料 不動産鑑定評価委託	755
19 負担金補助及び交付金	5,200	17 公有財産購入費 1 土地購入費 道路事業用地	88,197 88,197
		19 負担金補助及び交付金 2 補助金 土地区画整理事業補助金	5,200 5,200
2 給料	2,598	1 人件費(常備消防費)【職員課】 2 給料	3,091 2,598
3 職員手当等	△42	2 一般職給 一般職給	2,598
4 共済費	535	3 職員手当等 2 扶養手当 4 地域手当 8 夜間勤務手当 4 共済費 3 職員共済組合員負担金	△42 39 266 △347 535 535
19 負担金補助及び交付金	8,253	55 消火栓新設事業【警備課】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 消火栓新設	8,253 8,253 8,253
2 給料	3,308	1 人件費(事務局費)【職員課】 2 給料	4,355 3,308
3 職員手当等	440	2 一般職給 一般職給	3,308
4 共済費	607	3 職員手当等 4 地域手当 5 通勤手当 4 共済費	440 261 179 607

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(第) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
10	1 2[事務局費]				
	3 教育指導費	778,150	57,648	835,798	国庫支出金 一般財源 4,181 53,467
	5 教育センター費	36,647	945	37,592	一般財源 945
	2 小 学 校 費	786,249	9,489	795,738	一般財源 9,489
	1 学 校 管 理 費	663,461	9,489	672,950	一般財源 9,489
	3 中 学 校 費	375,090	6,536	381,626	一般財源 6,536
	1 学 校 管 理 費	263,945	6,536	260,481	一般財源 6,536

節		金額	説明
区分	金		
	千円		
			3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
		千円 530 57 20	
13 委託料	2,034	46 私立幼稚園振興助成事業【幼児育成課】	35,653
14 使用料及び賃借料	221	19 負担金補助及び交付金	35,653
18 備品購入費	19,740	2 補助金	35,653
19 負担金補助及び交付金	35,653	私立幼稚園児保護者補助金	3,347
		私立幼稚園就園奨励費補助金	12,542
		子育て応援幼稚園保護者補助金	10,376
		私立幼稚園補助金	9,388
		71 学校情報共有システム整備事業【教育センター】	21,995
		13 委託料	2,034
		1 委託料	2,034
		システム設定委託	2,034
		14 使用料及び賃借料	221
		2 賃借料	221
		ソフトウェア借上料	221
		18 備品購入費	19,740
		1 庁用器具費	19,740
		学校情報共有用モニター	19,740
11 需用費	945	51 教育センター管理事業（臨時）【教育センター】	945
		11 需用費	945
		6 修繕料	945
		施設修繕	945
2 給料	△680	1 人件費（小学校・学校管理費）【職員課】	△511
4 共済費	169	2 給料	△680
11 需用費	10,000	2 一般職給	△680
		一般職給	△680
		4 共済費	169
		7 社会保険料	93
		11 協会けんぽ負担金	76
		2 小学校管理事業【施設管理課】	10,000
		11 需用費	10,000
		5 光熱水費	10,000
2 給料	△1,394	1 人件費（中学校・学校管理費）【職員課】	△3,464
3 職員手当等	△1,288	2 給料	△1,394
4 共済費	△782	2 一般職給	△1,394
		一般職給	△1,394
		3 職員手当等	△1,288
		4 地域手当	△429

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
10	3 1 [学校管理費]				
	4 幼稚園費	287,392	△6,335	281,057	一般財源 △6,335
	1 幼稚園費	287,392	△6,335	281,057	一般財源 △6,335
	5 社会教育費	892,064	500	892,564	一般財源 500
	4 青少年対策費	22,043	500	22,543	一般財源 500
	6 保健体育費	523,190	5,455	528,645	諸収入 3,228 一般財源 2,227
	2 保健体育施設費	121,636	4,697	126,333	諸収入 3,228 一般財源 1,469
	3 学校給食費	295,964	758	296,722	一般財源 758

節		説	明
区 分	金 額		
11 需 用 費	10,000 千円	11 期末勤勉手当 △859 4 共 済 費 △782 3 職員共済組合負担金 △873 7 社会保険料 54 11 協会けんぽ負担金 37	千円
		5 中学校管理事業【施設管理課】 11 需 用 費 5 光熱水費 10,000 10,000	
2 給 料	△4,448	1 人件費(幼稚園費)【職員課】 2 給 料 △4,448 2 一般職給 △4,448 一般職給 3 職員手当等 △1,386 2 扶養手当 △110 3 管理職手当 △471 4 地域手当 △609 11 期末勤勉手当 △316 14 児童手当 120 4 共 済 費 △501 3 職員共済組合負担金 △639 7 社会保険料 85 11 協会けんぽ負担金 53	
4 共 済 費	△501		
8 報 償 費	500	2 青少年健全育成推進基金運用事業【青少年育成課】 8 報 償 費 500 2 賞 賜 金 500 青少年健全育成活動表彰 500	
11 需 用 費	1,469	1 総合運動場管理運営事業【文化スポーツ課】 23 償還金利子及び割引料 3,228 1 償 還 金 3,228 指定管理施設使用料還付金 3,228 50 総合運動場施設改修事業【文化スポーツ課】 11 需 用 費 1,469 6 修繕料 1,469 施設修繕 1,469 1 臨時職員雇用事業(学校給食実施事業)【職員課】 7 賃 金 758 1 臨時雇賃金 758	
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	3,228		
7 賃 金	758		

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
13 諸 支 出 金		千円 61,329	千円 2,101	千円 63,430	一般財源	千円 2,101
	1 諸 費	61,329	2,101	63,430	一般財源	2,101
	2 諸 費	60,579	2,101	62,680	一般財源	2,101

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
23 償還金利子及び割引料	2,101	55 国庫補助金返還事業【健康増進課】 23 償還金利子及び割引料 1 償 還 金 平成24年度保健事業費国庫補助金返還金 2,101 2,101	2,101 2,101 2,101

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(157) 885		3,738,948	3,351,824
補正前	(156) 880		3,736,280	3,356,579
比 較	(1) 5		2,668	△ 4,755
職員手当 の 内 訳				
		区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
		補 正 後	105,321	257,417
		補 正 前	105,979	257,809
		比 較	△ 658	△ 392
		区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
		補 正 後	248,302	53,510
		補 正 前	248,302	53,233
		比 較		277

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計	(千円)			
	7, 090, 772	1, 238, 065	8, 328, 837	
	7, 092, 859	1, 236, 803	8, 329, 662	
	△ 2, 087	1, 262	△ 825	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
498, 133	74, 251	29, 969	7, 563
498, 317	73, 781	30, 291	7, 910
△ 184	470	△ 322	△ 347

期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
1, 515, 028	559, 741	2, 589
1, 518, 627	559, 741	2, 589
△ 3, 599		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)
給 料	2, 668	1 その他の増減分 2, 668
職 員 手 当	△ 4, 755	1 その他の増減分 △ 4, 755

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る増加分 4,561 千円 育児休業等に係る減分 △ 1,893 千円	職員数の異動状況 現に在職する 職 員 数 (その他) (計) 補正後 885(157)人 ()人 885(157)人 補正前 880(156)人 ()人 880(156)人 比 較 5(1)人 ()人 5(1)人
	扶養手当 △ 658 千円 管理職手当 △ 392 千円 地域手当 △ 184 千円 通勤手当 470 千円 特殊勤務手当 △ 322 千円 夜間勤務手当 △ 347 千円 住居手当 277 千円 期末勤勉手当 △ 3,599 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支出額	
			期 間	金 額 千円
障害者地域生活支援事業	補正前			
	補 正	65,000		
	補正後	65,000		
道路・交通安全施設維持補修事業	補正前			
	補 正	94,000		
	補正後	94,000		
総合子ども支援業務システム構築 事業	補正前			
	補 正	33,000		
	補正後	33,000		

ものについての前年度末までの支出額
 関する調書

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度 (2013年度)					
平成25年度 から 平成30年度 (2018年度)	65, 000				65, 000
平成25年度 (2013年度)					
平成25年度 から 平成30年度 (2018年度)	65, 000				65, 000
平成25年度 (2013年度)					
平成25年度 から 平成26年度 (2014年度)	94, 000				94, 000
平成25年度 (2013年度)					
平成25年度 から 平成26年度 (2014年度)	94, 000				94, 000
平成25年度 (2013年度)					
平成25年度 から 平成26年度 (2014年度)	33, 000	30, 000			3, 000
平成25年度 (2013年度)					
平成25年度 から 平成26年度 (2014年度)	33, 000	30, 000			3, 000
平成25年度 (2013年度)					
平成25年度 から 平成26年度 (2014年度)	33, 000	30, 000			3, 000

第121号議案

平成25年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第3号）

平成25年度箕面市の特別会計競艇事業費の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,076,201千円を減額し、歳入歳出それぞれ105,490,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月29日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成25年度
(2013年度)

箕面市特別会計競艇事業費補正予算(第3号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 競艇事業収入	29,591,412	4,658	29,596,070
2 財産収入	3	0	3
3 寄附金	190,008	3,166	193,174
4 繰入金	1,257,357	0	1,257,357
5 繰越金	1,770,855	0	1,770,855
6 諸収入	73,756,634	△1,084,025	72,672,609
歳入合計	106,566,269	△1,076,201	105,490,068

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 競艇事業費	30,045,891	14,047	30,059,938
2 諸支出金	74,735,377	△1,126,050	73,609,327
3 予備費	1,785,001	35,802	1,820,803
歳出合計	106,566,269	△1,076,201	105,490,068

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0		千円 14,047
0	0	△995,000		△131,050
0		0		35,802
0	0	△995,000		△81,201

2 歳 入

(款) 1 競艇事業収入

(項) 1 勝舟投票券売上収入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
1 競 艇 事 業 収 入	入	千円 29,591,412	千円 4,658	千円 29,596,070
1 勝 舟 投 票 券 売 上 収 入	入	29,454,140	1,040	29,455,180
1 勝 舟 投 票 券 売 上 収 入	入	29,454,140	1,040	29,455,180
2 入 場 料 収 入	入	40,000	△8,000	32,000
1 入 場 料 収 入	入	40,000	△8,000	32,000
3 雑 入	入	97,272	11,618	108,890
2 雑 入	入	96,620	11,618	108,238
3 寄 附 金	金	190,008	3,166	193,174
1 寄 附 金	金	190,008	3,166	193,174
1 一 般 寄 附 金	金	190,008	3,166	193,174
6 諸 収 入	入	73,756,634	△1,084,025	72,672,609
1 受 託 事 業 収 入	入	73,733,033	△1,084,025	72,649,008
1 受 託 事 業 収 入	入	73,733,033	△1,084,025	72,649,008

節		明	
区分	金額	説	
	千円		千円
1 勝舟投票券売上収入	△183,960	1 売上金 補正後 6,220,000,000円—補正前 6,400,000,000円 2 返還金 補正後 289,425,000円—補正前 293,385,000円	△180,000 △3,960
2 専用場投票券売上収入	51,100	1 専用場外売上金 補正後 3,604,000,000円—補正前 3,554,000,000円 2 専用場外返還金 補正後 80,288,000円—補正前 79,188,000円	50,000 1,100
3 共通会員制電話投票売上収入	133,900	1 共通会員制電話投票売上金 補正後 7,930,000,000円—補正前 7,800,000,000円 2 共通会員制電話投票返還金 補正後 375,500,000円—補正前 371,600,000円	130,000 3,900
1 入場料収入	△8,000	1 入場料収入 補正後 32,000,000円—補正前 40,000,000円	△8,000
1 端数切捨金収入	11,618	1 勝舟投票券払戻金端数切捨金収入 補正後 67,726,000円—補正前 56,108,000円	11,618
1 一般寄附金	3,166	1 一般寄附金 補正後 193,174,000円—補正前 190,008,000円	3,166
1 住之江場間場外勝舟投票券売上収入	511,000	1 場間場外売上金 補正後 6,300,000,000円—補正前 5,800,000,000円 2 場間場外返還金 補正後 138,600,000円—補正前 127,600,000円	500,000 11,000
2 住之江場間場外勝舟投票券繰入金	337,000	1 場間場外払戻金 補正後 4,725,000,000円—補正前 4,350,000,000円 2 場間場外返還金 補正後 138,600,000円—補正前 127,600,000円 3 全国総合払戻金 補正後 107,000,000円—補正前 156,000,000円	375,000 11,000 △49,000
3 住之江場間場外委託金	86,925	1 場間場外委託金 補正後 1,088,818,000円—補正前 1,001,893,000円	86,925

(款) 6 諸収入
(項) 1 受託事業収入

6 諸收入 (裁)

(項) 1 受託事業收入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項 目			
6	1 [受託事業収入]			

節		説	明
区 分	金 額		
4 専用場外場間場外 勝 舟 投 票 券 売 上 収 入	千円 △1,022,000	1 ポートピア梅田場間場外売上金 補正後29,560,000,000円ー補正前30,560,000,000円 2 ポートピア梅田場間場外返還金 補正後 650,320,000円ー補正前 672,320,000円	千円 △1,000,000 △22,000
5 専用場外場間場外 勝 舟 投 票 券 繰 入 金	△821,000	1 ポートピア梅田場間場外払戻金 補正後22,170,000,000円ー補正前22,920,000,000円 2 ポートピア梅田場間場外返還金 補正後 650,320,000円ー補正前 672,320,000円 3 ポートピア梅田全国総合払戻金 補正後 431,000,000円ー補正前 480,000,000円	△750,000 △22,000 △49,000
6 専用場外場間場外 委 託 金	△175,950	1 ポートピア梅田場間場外委託金 補正後 5,149,349,000円ー補正前 5,325,299,000円	△175,950

(款) 6 諸収入
(項) 1 受託事業収入

3 歳 出

(款) 1 競艇事業費

(項) 1 総務費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1	競 艇 事 業 費	30,045,891	14,047	30,059,938	一般財源 14,047
1	総 務 費	3,389,781	△2,362	3,387,419	一般財源 △2,362
	2 総務関係費	1,942,831	△2,362	1,940,469	一般財源 △2,362
	2 業 務 費	26,656,110	16,409	26,672,519	一般財源 16,409
	2 業務関係費	26,490,239	15,107	26,505,346	一般財源 15,107
	3 労 務 費	165,152	1,302	166,454	一般財源 1,302
2	支 出 金	74,735,377	△1,126,050	73,609,327	諸収入 △995,000 一般財源 △131,050
	7 受 託 事 業 費	11,254,731	880,815	12,135,546	諸収入 848,000 一般財源 32,815
	1 受 託 事 業 費	11,254,731	880,815	12,135,546	諸収入 848,000 一般財源 32,815

箇 節		金 額	説 明
区 分			
		千円	千円
14 使用料及び貸借料	△2,362		2 総務開催経費【競艇事業部企画課】 14 使用料及び賃借料 2 賃借料 住之江競艇場借上料 △2,362
13 委託料	6,696		5 業務開催経費（業務関係）【競艇事業部業務課】 13 委託料 1 委託料 ポートピア神戸新聞地専用場外発売委託 ミニポートピアりんくう専用場外発売委託 3,280 3,416
14 使用料及び賃借料	3,549		14 使用料及び賃借料 1 使用料 3,549
19 負担金補助金及び交付金	3,822		19 負担金補助金及び交付金 1 負担金 3,822
22 補償補填金及び賠償金	1,040		22 補償補填金及び賠償金 1 補償金 1,040 返還金
7 賃金	1,302		6 従事員経費【競艇事業部業務課】 7 賃金 2 従事員賃金 基本賃金 1,302
12 役務費	9,190		13 受託事業（企画関係）【競艇事業部企画課】 12 役務費 2 広告料 9,190
14 使用料及び賃借料	23,625		14 使用料及び賃借料 2 賃借料 住之江競艇場借上料 23,625
22 補償補填金及び賠償金	337,000		14 受託事業（業務関係）【競艇事業部業務課】 22 補償補填金及び賠償金 1 補償金 375,000 返還金 11,000 全国総合私炭金 △49,000
28 繰出金	511,000		28 繰出金 511,000 1 繰出金 511,000

(款) 2 諸支出金

(項) 7 受託事業費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
2	7	1[受託事業費]			
	8				
	1				
	ボートピア梅田 事業費	60,314,434	△2,006,865	58,307,569	諸収入 一般財源 一般財源 △1,843,000 △163,865 △1,843,000 △163,865
3	予 備 費	1,785,001	35,802	1,820,803	一般財源 35,802
	1 予 備 費	1,785,001	35,802	1,820,803	一般財源 35,802
	1 予 備 費	1,785,001	35,802	1,820,803	一般財源 35,802

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
		場間場外売上金 500,000 場間場外返還金 11,000 千円
13 委 託 料	△153,865	1 ポートピア梅田専用場外事業（管理関係）【競艇事業部業務課】 △163,865
19 負担金補助及び交付金	△10,000	13 委 託 料 △153,865 1 委 託 料 運営委託 △153,865
22 補償補填及び賠償金	△821,000	19 負担金補助及び交付金 △10,000 1 負担金 大阪府 △10,000
28 繰 出 金	△1,022,000	2 ポートピア梅田専用場外事業（受託発売関係）【競艇事業部業務課】 △1,843,000
		22 補償補填及び賠償金 △821,000 1 補 償 金 勝舟投票券払戻金 △750,000 返還金 △22,000 全国総合払戻金 △49,000
		28 繰 出 金 △1,022,000 1 繰 出 金 場間場外売上金 △1,000,000 場間場外返還金 △22,000

(款) 3 予備費
(項) 1 予備費

第 1 2 2 号議案

平成 2 5 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 2 5 年度箕面市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 5 年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年 間 患 者 数	入院	108,184人	1,188人	109,372人
	外来	173,240人	12,615人	185,855人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入院	296人	4人	300人
	外来	710人	52人	762人

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	病 院 事 業 収 益	8,407,598千円	110,696千円	8,518,294千円
第 1 項	医 業 収 益	8,195,216千円	106,035千円	8,301,251千円
第 2 項	医 業 外 収 益	184,932千円	△1,487千円	183,445千円
第 3 項	介護サービス事業収益	27,450千円	6,148千円	33,598千円
支 出				
第 1 款	病 院 事 業 費 用	8,548,697千円	51,756千円	8,600,453千円

第 1 項 医 業 費 用	8,403,123千円	40,001千円	8,443,124千円
第 3 項 介護サービス事業費用	24,369千円	2,472千円	26,841千円
第 5 項 特 別 損 失	36,256千円	9,283千円	45,539千円

第 4 条 予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	4,693,716千円	20,805千円	4,714,521千円
医業費用	4,670,673千円	18,333千円	4,689,006千円
介護サービス事業費用	23,043千円	2,472千円	25,515千円

第 5 条 予算第 8 条に定めたたな卸資産の購入限度額を1,642,072千円に改める。

第 6 条 予算第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 1 0 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報システム機器整備事業	平成 2 5 年度から平成 2 6 年度まで	119,700千円

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成25年度（2013年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第2号）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 病院事業収益			8,407,598	110,696	8,518,294	
	1 医 業 収 益		8,195,216	106,035	8,301,251	
		1 入 院 収 益	5,625,568	71,612	5,697,180	
		2 外 来 収 益	2,104,866	34,423	2,139,289	
	2 医 業 外 収 益		184,932	△ 1,487	183,445	
		3 国 庫 補 助 金	10,000	△ 1,487	8,513	
	3 介 護 サービス 事 業 収 益		27,450	6,148	33,598	
		1 居 宅 介 護 サービス収益	24,865	5,210	30,075	
		2 介 護 予 防 サービス収益	2,585	938	3,523	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 8,548,697	千円 51,756	千円 8,600,453	
	1 医 業 費 用		8,403,123	40,001	8,443,124	
		1 給 与 費	4,670,673	18,333	4,689,006	
		2 材 料 費	1,568,622	0	1,568,622	
		3 経 費	1,472,896	25,042	1,497,938	
		4 減 価 償 却 費	658,932	△ 7,678	651,254	
		5 資 産 減 耗 費	2,000	4,304	6,304	
	3 介護サービス事業費用		24,369	2,472	26,841	
		1 給 与 費	23,043	2,472	25,515	
	5 特 別 損 失		36,256	9,283	45,539	
		1 その他特別損失	36,256	9,283	45,539	

平成25年度(2013年度)箕面市病院事業会計資金計画補正(第2号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	千円 11,798,883	千円 285,697	千円 12,084,580
1 事 業 収 益	7,078,947	110,696	7,189,643
2 前 年 度 未 収 金	1,015,782	153,711	1,169,493
6 前 年 度 繰 越 金	2,194,489	21,290	2,215,779
支 払 資 金	9,846,458	△ 20,224	9,826,234
1 事 業 費 用	7,301,718	55,130	7,356,848
2 前 年 度 未 払 金	657,650	△ 75,354	582,296
差 引	1,952,425	305,921	2,258,346

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数			給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職	一 般 職		報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人 1	人 (47) 458		千円 35,603	千円 1,786,330	千円 201,833	千円 2,050,941	千円 4,074,707	千円 621,139	千円 4,695,846
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(47) 458		35,603	1,786,330	201,833	2,050,941	4,074,707	621,139	4,695,846
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	(47) 458		35,603	1,786,330	199,361	2,050,941	4,072,235	602,806	4,675,041
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(47) 458		35,603	1,786,330	199,361	2,050,941	4,072,235	602,806	4,675,041
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0		0	0	2,472	0	2,472	18,333	20,805
	資本勘定支弁職員										
	合 計	0	(0) 0		0	0	2,472	0	2,472	18,333	20,805

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	33,684	78,900	238,905	34,853	488,828	27,825
	補 正 前	33,684	78,900	238,905	34,853	488,828	27,825
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	夜間勤務手当	時間外及び 休日勤務手当	住居手当	期末勤勉手当	退職給与金	
		千円	千円	千円	千円	千円	
	補 正 後	36,891	148,403	47,252	795,400	120,000	
	補 正 前	36,891	148,403	47,252	795,400	120,000	
	比 較	0	0	0	0	0	

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	補正区分	限度額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	診 療 収 入	そ の 他
情報システム機器整備事業	補正前	千円		千円		千円	千円	千円
	補 正	119,700			平成25年度 (2013年度)から 平成26年度 (2014年度)まで	119,700	59,850	59,850
	補正後	119,700			平成25年度 (2013年度)から 平成26年度 (2014年度)まで	119,700	59,850	59,850

平成 2 5 年 度（ 2 0 1 3 年 度）箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 病院事業収益			千円	千円	千円		千円	千円
			8,407,598	110,696	8,518,294			
	1 医 業 収 益		8,195,216	106,035	8,301,251			
		1 入 院 収 益	5,625,568	71,612	5,697,180	入 院 収 益	5,697,180	入 院 収 益 5,697,180 71,612 増 入院患者見込数 109,372 人
		2 外 来 収 益	2,104,866	34,423	2,139,289	外 来 収 益	2,139,289	外 来 収 益 2,139,289 34,423 増 外来患者見込数 185,855 人
	2 医 業 外 収 益		184,932	△ 1,487	183,445			
		3 国庫補助金	10,000	△ 1,487	8,513	国庫補助金	8,513	臨床研修費等補助金 8,513 1,487 減
	3 介護サービス事業収益		27,450	6,148	33,598			
		1 居 宅 介 護 サービス収益	24,865	5,210	30,075	訪問リハビリ テーション収入	30,075	保 険 給 付 分 27,067 4,688 増 自 己 負 担 分 3,008 522 増
		2 介 護 予 防 サービス収益	2,585	938	3,523	訪問リハビリ テーション収入	3,523	保 険 給 付 分 3,171 844 増 自 己 負 担 分 352 94 増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
1 病院事業費用			千円	千円	千円		千円		千円
			8,548,697	51,756	8,600,453				
	1 医 業 費 用		8,403,123	40,001	8,443,124				
		1 給 与 費	4,670,673	18,333	4,689,006	法定福利費	617,927	職 員 共 済 組 合 負 担 金 554,010	18,333 増
		2 材 料 費	1,586,622		1,586,622	薬 品 費	959,914	患 者 用 薬 品 費 959,914	19,956 減
						診療材料費	532,879	診 療 用 材 料 510,936	17,703 増
						給食材料費	69,908	給 食 用 材 料 69,908	2,253 増
		3 経 費	1,472,896	25,042	1,497,938	光 熱 水 費	226,745	電 気 使 用 料 118,528 ガ ス 使 用 料 70,447	21,728 増 3,314 増
		4 減 価 償 却 費	658,932	△ 7,678	651,254	建 物 減 価 償 却 費	338,216	建 物 減 価 償 却 費 338,216	418 減
						器 械 備 品 減 価 償 却 費	298,236	器 械 備 品 減 価 償 却 費 298,236	7,451 減
						車 両 運 搬 具 減 価 償 却 費	1,727	車 両 運 搬 具 減 価 償 却 費 1,727	191 増
		5 資 産 減 耗 費	2,000	4,304	6,304	た な 卸 資 産 減 耗 費	6,304	た な 卸 資 産 減 耗 費 5,304	4,304 増
	3 介 護 サービス 事 業 費 用		24,369	2,472	26,841				
		1 給 与 費	23,043	2,472	25,515	賃 金	4,629	医 療 技 術 職 員 4,629	2,472 増
	5 特 別 損 失		36,256	9,283	45,539				
		1 そ の 他 特 別 損 失	36,256	9,283	45,539	そ の 他 特 別 損 失	9,283	不 納 欠 損 9,283	新規計上

第123号議案

平成25年度箕面市水道事業会計補正予算 (第3号)

第1条 平成25年度箕面市水道事業会計の補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度箕面市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
ア 拡張事業	469,984 千円	302 千円	470,286 千円
イ 改良事業	146,574 千円	609 千円	147,183 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	2,727,210 千円	3,214 千円	2,730,424 千円
第1項 営業収益	2,588,821 千円	3,214 千円	2,592,035 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	2,603,131 千円	18,725 千円	2,621,856 千円
第1項 営業費用	2,438,378 千円	20,088 千円	2,458,466 千円
第2項 営業外費用	136,152 千円	△1,363 千円	134,789 千円
第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額520,226千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額496,893千円」に、「当年度分損益勘定留保資金425,158千円」を「当年度分損益勘定留保資金420,795千円」に、「建設改良積立金87,307千円」を「建設改良積立金68,337千円」に改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	442,770 千円	108,000 千円	550,770 千円
第5項 水廻り負担金還付金		108,000 千円	108,000 千円
支 出			
第1款 資本的支出	962,996 千円	84,667 千円	1,047,663 千円
第1項 建設改良費	636,260 千円	911 千円	637,171 千円

第5項 国庫補助金返還金 2,972千円 2,972千円

第6項 水源負担金返還金 80,784千円 80,784千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費430,263千円」を「職員給与費434,541千円」に改める。

平成25年11月29日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成25年度(2013年度)箕面市水道事業会計補正予算実施計画(第3号)

収益的收入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
水道事業 1 収益			2,727,210	3,214	2,730,424	
	1 営業収益		2,588,821	3,214	2,592,035	
		2 受託工事収益	29,555	3,214	32,769	配水管移設等工事収益及び給水装置等修繕工事収益

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
水道事業 1 費用			2,603,131	18,725	2,621,856	
	1 営業費用		2,438,378	20,088	2,458,466	
		1 原水及び浄水費	1,353,514	15,559	1,369,073	原水・浄水設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	258,502	255	258,757	配水・給水設備の維持及び作業に要する費用
		3 受託工事費	35,389	2,724	38,113	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
		5 総保費	220,076	5,913	225,989	事業活動全般に関連する費用
		6 減価償却費	417,967	△ 4,363	413,604	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
	2 営業外費用		136,152	△ 1,363	134,789	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	95,971	△ 1,363	94,608	企業債等利息、企業債に係る手数料及び取扱費

資本的收入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的 1 収入			442,770	108,000	550,770	
	5 水源開発負担金還付金		0	108,000	108,000	
		1 水源開発負担金還付金	0	108,000	108,000	余野川ダム建設負担金の還付金

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的 1 支出			962,996	84,667	1,047,663	
	1 建設改良費		636,260	911	637,171	
		1 拡張費	469,984	302	470,286	拡張事業に要する費用
		2 改良費	146,574	609	147,183	改良事業に要する費用
		5 国庫補助金返還金	0	2,972	2,972	
		1 国庫補助金返還金	0	2,972	2,972	水道水源開発施設整備費補助金返還金
	6 水源負担金返還金		0	80,784	80,784	水源負担金の返還金

平成25年度(2013年度)箕面市水道事業会計資金計画補正(第3号)

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	6,860,252	312,013	7,172,265
1 事 業 収 益	2,396,067	3,214	2,399,281
6 水源開発負担金還付金		108,000	108,000
7 前 年 度 未 収 金	336,286	33,815	370,101
10 前 年 度 繰 越 金	1,945,523	166,984	2,112,507
支 払 資 金	5,008,856	131,199	5,140,055
1 事 業 費 用	1,938,332	18,725	1,957,057
2 建 設 改 良 費	727,151	911	728,062
6 水源負担金返還金		80,784	80,784
8 前 年 度 未 払 金	263,698	27,807	291,505
11 国庫補助金返還金		2,972	2,972
差 引	1,851,396	180,814	2,032,210

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費					法定福利費	合計	
	特別職 (人)	その他	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	
補正後	損益勘定支弁職員	1	13	(5) 34	389	156,616		165,072	322,077	52,004	374,081
	資本勘定支弁職員			(1) 6		26,071		21,655	47,726	8,692	56,418
	合 計	1	13	(6) 40	389	182,687		186,727	369,803	60,696	430,499
	損益勘定支弁職員	1	13	(7) 32	389	156,131		164,814	321,334	49,855	371,189
補正前	資本勘定支弁職員			(1) 6		26,071		20,794	46,865	8,642	55,507
	合 計	1	13	(8) 38	389	182,202		185,608	368,199	58,497	426,696
	損益勘定支弁職員			(△ 2) 2	485			258	743	2,149	2,892
比較	資本勘定支弁職員			()				861	861	50	911
	合 計			(△ 2) 2	485			1,119	1,604	2,199	3,803

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	手当の内訳	
							夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日勤務手当 (千円)
補正後	5,116	13,536	24,460	3,350	4,200	3,448		
補正前	4,830	13,536	24,388	3,286	4,172	3,371		
比 較	286		72	64	28	77		
区 分								
補正後								
補正前								
比 較								

2 給料及び手当の増減額の明細

区分		増減事由別内訳		説 明	備 考
給料	増減額 (千円)	その他の 増減分	485		
	485	1	485	新陳代謝に係る減分 △ 97千円 任期付短時間勤務 職員のフルタイム化 に係る増加分 582千円	職員数の異動状況(公営企業管理者を含む) (現に在職する) (その他) (計) (職員数) 補正後 41 (6) 人 () 人 41 (6) 人 補正前 39 (8) 人 () 人 39 (8) 人 比 較 2 (△ 2) 人 () 人 2 (△ 2) 人
手当	1,119	1 その他の 増減分	1,119		扶養手当 286千円 地域手当 72千円 通勤手当 64千円 特殊勤務手当 28千円 宿日直手当 77千円 時間外及び休日勤務手当 889千円 住居手当 △ 297千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 25 年度(2013年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第 3 号) 参考資料

収益的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 水道事業収益		2,727,210	3,214	2,730,424
1 営業収益		2,588,821	3,214	2,592,035
	2 受託工事収益	29,555	3,214	32,769

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 水道事業費用		2,603,131	18,725	2,621,856
1 営業費用		2,438,378	20,088	2,458,466
	1 原水及び浄水費	1,353,514	15,559	1,369,073
	2 配水及び給水費	258,502	255	258,757
	3 受託工事費	35,389	2,724	38,113
	5 総係費	220,076	5,913	225,989
	6 減価償却費	417,967	△ 4,363	413,604
2 営業外費用		136,152	△ 1,363	134,789
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	95,971	△ 1,363	94,608

明 細		
節	金 額	備 考
	(千円)	(千円)
受託工事収益	29,037	消火栓改良工事収益 10,024 3,214 増

明 細		
節	金 額	備 考
	(千円)	(千円)
動力費	104,260	施設電力料 104,260 15,559 増
給料	24,416	給料 24,416 194 増
法定福利費	7,920	職員共済組合負担金 6,574 406 増 社会保険料 875 215 減 協会けんぽ負担金 408 130 減
工事諸負費	24,609	消火栓改良工事 8,496 2,724 増
給料	48,350	給料 48,350 291 増
手当等	35,360	扶養手当 801 117 増 地域手当 6,495 58 増 通勤手当 504 64 増 特殊勤務手当 444 28 増 宿日直手当 402 18 増 時間外及び休日勤務手当 1,070 270 増 住居手当 273 297 減 児童手当 910 475 増
法定福利費	16,843	職員共済組合負担金 15,061 2,358 増 社会保険料 372 172 減 協会けんぽ負担金 207 98 減
光熱水費	14,801	電気使用料 14,801 2,801 増
有形固定資産減価償却費	410,329	建物減価償却費 9,981 215 減 構築物減価償却費 248,920 3,996 減 機械及び装置減価償却費 149,461 119 減 工具・器具・備品減価償却費 1,967 33 減
企業債利息	94,408	企業債利息 (財務省) 60,976 1,363 減

資本的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
資本的收入		(千円) 442,770	(千円) 108,000	(千円) 550,770
1 資本的收入				
5 水源開発負担金 還付金		0	108,000	108,000
	1 水源開発負担金 還付金	0	108,000	108,000

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
資本の支出		(千円) 962,996	(千円) 84,667	(千円) 1,047,663
1 建設改良費				
	1 拡張費	636,260	911	637,171
		469,984	302	470,286
	2 改良費	146,574	609	147,183
5 国庫補助金返還金		0	2,972	2,972
	1 国庫補助金返還金	0	2,972	2,972
6 水源負担金返還金		0	80,784	80,784
	1 水源負担金返還金	0	80,784	80,784

明 細			
節	金 額	備 考	
	(千円)		(千円)
水源開発負担金還付金	108, 000	水源開発負担金還付金	108, 000 新規計上

明 細			
節	金 額	備 考	
	(千円)		(千円)
手当等	10, 865	扶養手当 地域手当 宿日直手当 時間外及び休日勤務手当 扶養手当 時間外及び休日勤務手当 職員共済組合負担金	762 増 1, 793 増 354 増 651 増 457 増 668 増 3, 849 増
法定福利費	4, 343		50 増
国庫補助金返還金	2, 972	水道水源開発施設整備費補助金返還金	2, 972 新規計上
水源負担金返還金	80, 784	水源負担金返還金	80, 784 新規計上

第124号議案

平成25年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成25年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(4) 主要な建設改良事業

ア 汚水建設改良事業 210,278千円 984千円 211,262千円
イ 雨水建設改良事業 108,725千円 △59千円 108,666千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
支 出

第1款 下水道事業費用 1,673,657千円 △10,756千円 1,662,901千円

第1項 営業費用 1,464,892千円 △5,243千円 1,459,649千円

第2項 営業外費用 195,343千円 △5,513千円 189,830千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額406,415千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額407,340千円」に、「当年度分損益勘定留保資金397,583千円」を「過年度分損益勘定留保資金350,000千円、当年度分損益勘定留保資金48,506千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,832千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,834千円」に改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
支 出

第1款 資本的支出 778,202千円 925千円 779,127千円

第1項 建設改良費 384,814千円 925千円 385,739千円

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費97,299千円」を「職員給与費94,690千円」に改める。

平成25年11月29日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成25年度(2013年度)箕面市公共下水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的收入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
下水道 事業費用 1			1,673,657	△ 10,756	1,662,901	
	1 営業費用		1,464,892	△ 5,243	1,459,649	
		1 汚水管渠費	98,496	△ 2,586	95,910	汚水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	58,083	△ 1,768	56,315	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	56,494	773	57,267	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		6 普及促進費	9,590	△ 1,852	7,738	水流化の普及促進に要する費用
		8 汚水総保費	20,980	2,272	23,252	汚水事業全般に関連する費用
		9 雨水総保費	19,399	66	19,465	雨水事業全般に関連する費用
		10 汚水減価償却費	542,642	△ 1,882	540,760	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費用
		11 雨水減価償却費	64,082	△ 266	63,816	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費用
	営業外費用 2		195,343	△ 5,513	189,830	
		支払利息及び 企業債取扱諸費	160,311	△ 5,513	154,798	企業債等利息

資本的收入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的 支出 1			778,202	925	779,127	
			384,814	925	385,739	
	建設改良 1 費			984	211,262	汚水建設改良事業に要する経費
		1 汚水建設改良 2 費	210,278		211,262	雨水建設改良事業に要する経費
			108,725	△ 59	108,666	

平成25年度(2013年度)箕面市公共下水道事業会計資金計画補正(第1号)

(単位 千円)

区	分	既決予定額	補正予定額	計
受入	資金	4,360,096		80,781
5 前年度	未収金	300,370		32,542
8 前年度	繰越金	2,125,038		48,239
支払	資金	1,958,066		5,382
1 事業	費用	979,491	△ 10,756	968,735
2 建設	改良費	288,610	925	289,535
4 前年度	未払金	260,185	15,213	275,398
差		2,402,030	75,399	2,477,429

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費						法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職(人)	その他	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
	管理者										
補正後	損益勘定支弁職員		13	(2) 7	98	29,794		25,651	55,543	10,195	65,738
	資本勘定支弁職員			(1) 3		13,156		10,123	23,279	4,232	27,511
	合 計		13	(3) 10	98	42,950		35,774	78,822	14,427	93,249
補正前	損益勘定支弁職員		13	(2) 7	98	32,676		26,362	59,136	10,376	69,512
	資本勘定支弁職員			(2) 2		13,141		9,417	22,558	4,028	26,586
	合 計		13	(4) 9	98	45,817		35,779	81,694	14,404	96,098
比較	損益勘定支弁職員			()		△ 2,882		△ 711	△ 3,593	△ 181	△ 3,774
	資本勘定支弁職員			(△ 1) 1		15		706	721	204	925
	合 計			(△ 1) 1		△ 2,867		△ 5	△ 2,872	23	△ 2,849

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	手当の内訳	
							区分	内訳
補正後	981	2,115	5,768	864	917	749	時間外及び休日勤務手当 (千円)	
補正前	1,074	2,436	6,007	634	896	811	住居手当 (千円)	
比較	△ 93	△ 321	△ 239	230	21	△ 62	期末勤怠手当 (千円)	
補正後		2,424	1,296	15,660	5,000		退職給与金 (千円)	
補正前		690	648	17,583	5,000			
比較		1,734	648	△ 1,923				

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 2,867	1 その他の増減分	新陳代謝に係る減分 △ 2,637千円 所属会計変更等に係る減分 △ 654千円 昇任等に係る増加分 133千円 任期付短時間勤務職員のフルタイム化に係る増加分 291千円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 10 (3) 人 () 人 10 (3) 人 補正前 8 (5) 人 1 (△1) 人 9 (4) 人 比 較 2 (△2) 人 △1 (1) 人 1 (△1) 人
手当	△ 51	その他の増減分	△ 5	扶養手当 △ 93千円 管理職手当 △ 321千円 地域手当 △ 239千円 通勤手当 230千円 特殊勤務手当 21千円 宿日直手当 △ 62千円 時間外及び休日勤務手当 1,734千円 住居手当 648千円 期末勤勉手当 △ 1,923千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 25 年度(2013年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号) 参考資料

収益的收入及び支出
支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用		(千円) 1,673,657	(千円) △ 10,756	(千円) 1,662,901
1 営業費用		1,464,892	△ 5,243	1,459,649
	1 汚水管渠費	98,496	△ 2,586	95,910
	2 雨水管渠費	58,083	△ 1,768	56,315
	4 ポンプ場費	56,494	773	57,267
	6 普及促進費	9,590	△ 1,852	7,738
	8 汚水総係費	20,980	2,272	23,252
	9 雨水総係費	19,399	66	19,465
	10 汚水減価償却費	542,642	△ 1,882	540,760
	11 雨水減価償却費	64,082	△ 266	63,816
2 営業外費用				
	1 支払利息及び企業債 取扱諸費	195,343 160,311	△ 5,513 △ 5,513	189,830 154,798

明		細		考	
節	金額	備			
	(千円)			(千円)	
給料	7,216	一般職給	7,216	1,420	減
手当等	2,823	地域手当	886	175	減
		通勤手当	150	44	減
		期末勤勉手当	1,737	818	減
法定福利費	2,191	職員共済組合負担金	1,235	129	減
給料	7,339	一般職給	7,339	1,500	減
手当等	6,677	管理職手当	315	321	減
		地域手当	1,045	151	減
		通勤手当	241	142	増
		時間外及び休日勤務手当	530	新規計上	
		住居手当	648	新規計上	
		期末勤勉手当	2,992	742	減
法定福利費	2,610	職員共済組合負担金	2,594	374	減
手当等	2,843	時間外及び休日勤務手当	370	300	増
法定福利費	1,347	職員共済組合負担金	1,340	34	増
動力費	9,427	施設電力料	9,427	439	増
給料	3,275	一般職給	3,275	950	減
手当等	2,623	扶養手当	123	171	減
		地域手当	432	111	減
		特殊勤務手当	60	30	減
		宿日直手当	40	50	減
		期末勤勉手当	1,400	363	減
法定福利費	1,247	職員共済組合負担金	1,238	177	減
給料	3,971	一般職給	3,971	988	増
手当等	4,001	地域手当	503	133	増
		通勤手当	107	83	増
		宿日直手当	0	71	減
		時間外及び休日勤務手当	750	500	増
		児童手当	1,080	240	増
法定福利費	1,368	職員共済組合負担金	1,359	399	増
法定福利費	1,793	職員共済組合負担金	1,424	66	増
汚水有形固定資産減価償却費	380,505	排水施設減価償却費	363,285	1,740	減
汚水無形固定資産減価償却費	160,255	猪名川流域下水道施設利用権減価償却費	106,312	36	減
		安威川流域下水道施設利用権減価償却費	53,943	106	減
雨水有形固定資産減価償却費	62,284	排水施設減価償却費	62,072	266	減
汚水企業債利息	111,928	地方公共団体金融機構企業債利息	39,611	5,031	減
雨水企業債利息	42,570	地方公共団体金融機構企業債利息	15,067	482	減

資本的收入及び支出
支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出		(千円) 778,202	(千円) 925	(千円) 779,127
1 建設改良費		384,814	925	385,739
	1 汚水建設改良費	210,278	984	211,262
	2 雨水建設改良費	108,725	△ 59	108,666

明		細	
節	金額	備	考
	(千円)		(千円)
給料	4,134	一般職給	4,134 311 増
手当等	2,219	地域手当	524 65 増
		時間外及び休日勤務手当	474 404 増
法定福利費	1,058	職員共済組合負担金	418 新規計上
		社会保険料	396 132 減
		協会けんぽ負担金	223 82 減
給料	9,022	一般職給	9,022 296 減
手当等	7,904	扶養手当	468 78 増
		通勤手当	99 49 増
		特殊勤務手当	301 51 増
		宿日直手当	272 59 増

